

子ども・子育て支援制度における
継続的な見える化に関する有識者会議
(第2回)

令和5年 3月 6日(月)
13時00分～15時00分
於：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

- (1) 医療、介護分野での検討状況
- (2) 福祉医療機構・私学事業団における現行の取組
- (3) 子ども・子育て分野における先行的な取組
- (4) 子ども・子育て分野での検討の方向性について
- (5) その他

3. 閉会

[配付資料]

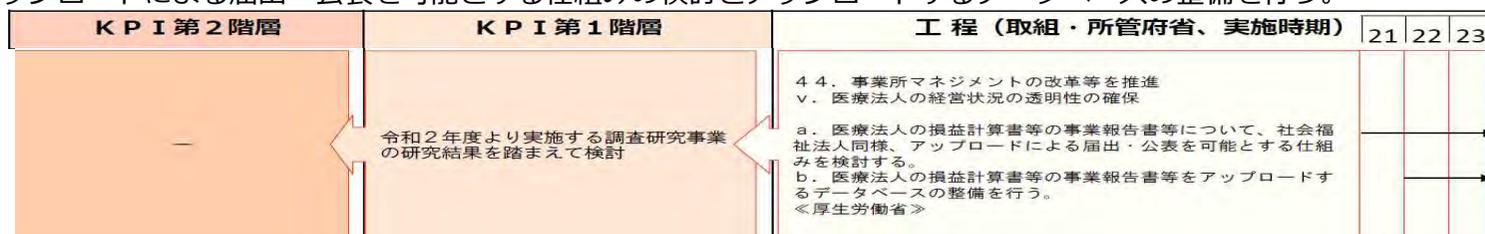
- 資料1 医療、介護分野での検討状況
- 資料2 福祉医療機構における現行の取組
- 資料3 私学事業団における現行の取組
- 資料4 東京都の保育施策について
- 資料5 子ども・子育て分野での検討の方向性について

令和4年12月5日	第94回社会保障審議会医療部会	資料 1
令和4年11月28日	第93回社会保障審議会医療部会	

医療法人の経営情報のデータベースの 在り方について

○ 改革工程表2020（令和2年12月18日）

- 2023年度までにアップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの検討とアップロードするデータベースの整備を行う。



○ 自) 財政再建本部報告（令和3年5月25日）

- 2021年度分以降の医療法人の事業報告書等について、社会福祉法人同様、アップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの整備とデータベースの構築の前倒し実行
- 損益状況の施設別区分、収益の入院診療・外来診療区分、費用の主要費目区分など事業報告書等の内容の充実や「病床機能報告」等との連動のための医療機関のコード管理など事業報告書等の政策利用効果の向上の検討

○ 経済財政運営と改革の基本方針2021、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日）

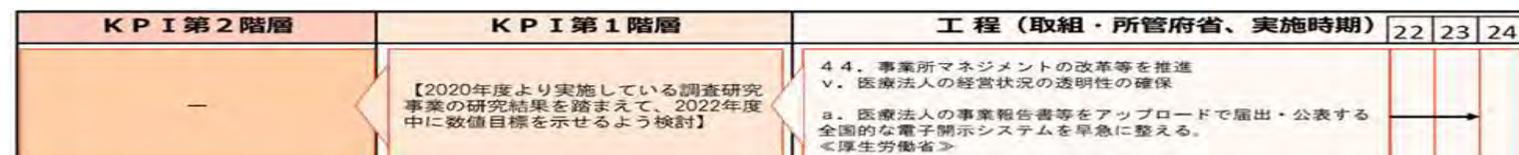
- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を整備する。

○ 大臣折衝事項（令和3年12月22日）

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。アップロードによる届出は令和4年3月決算法人から開始する。

○ 改革工程表2021（令和3年12月23日）

- 2023年度までに医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。



○ 全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理（令和4年5月17日）

- 看護、介護、保育などの現場で働く人の処遇改善を進めるに際して事業報告書等を活用した費用の見える化などの促進策のパッケージも進めるべきである。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日）

- 経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備する（※）とともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる。

（※）その際、補助金等について事業収益と分けるなど見える化できる内容の充実も検討。

○ 公的価格評価検討委員会（第5回）（令和4年8月30日）

- 医療法人等の計算書類等について、事業種類（病院、老人保健施設、保育所など）ごとの費用における職種ごとの給与費、材料費、医薬品費、法人内における施設外に向けた支出などの区分の追加等について検討する。
- また、医療法人等の経営状況について、分析が容易になるよう、デジタル化とデータベース化に向けた取組を着実に推進する。

医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会

【目的・検討内容】

医療法人について、政府方針等を踏まえてその経営情報を把握し、政策に活用するためのデータベースの構築に向けて、①報告を求める対象医療法人と経営情報の内容等、②活用・公表の在り方、並びに、③活用・公表する際の情報の範囲等④その他医療法人の経営情報のデータベースに関する必要な事項について検討を行う。

【委員】

- 荒井 耕 一橋大学大学院経営管理研究科 教授
 - 石井 孝宜 石井公認会計士事務所 所長
 - 伊藤 伸一 一般社団法人日本医療法人協会 会長代行
 - 猪口 雄二 公益社団法人日本医師会 副会長
 - 今村 英仁 公益社団法人日本医師会 常任理事
 - 北山 昇 森・濱田松本法律事務所 弁護士
 - ◎ 田中 滋 埼玉県立大学 理事長
 - 野木 渡 公益社団法人日本精神科病院協会 副会長
 - 松原 由美 早稲田大学人間科学学術院 教授
 - 三代 知史 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
- (◎座長、○座長代理) (五十音順、敬称略)

【検討会スケジュール】

- 第1回 10月19日 「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について事務局案提出
- 第2回 11月 8日 「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書案提出
- 取りまとめ 11月 9日 「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書公表

「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

目的

- 医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築する。これにより、以下の点に活用することが可能となる。
 - ・ 国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
 - ・ 効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討
 - ・ 経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
 - ・ 医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討
 - ・ 医療経済実態調査の補完
- また、医療法人の経営情報のデータベースは、医療機関の経営分析に活用することも可能となる。

対象

- 原則、全ての医療法人 ※ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）が適用されている法人は除外

求める経営情報

- 病院及び診療所における収益及び費用並びに、職種別の給与（給料・賞与）及びその人数

公表方法

- 国民に対してより分かりやすく丁寧に医療の現状・実態を提示するため、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表

その他

- 第三者提供制度（仮称）の整備（データベース構築後のデータ充足を見据えた施行期日）
 - ・ 利用目的は、「医療経済に対する国民の理解に資すると認められる学術研究」や「適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案」とし、有識者による審査の仕組みを前提
 - ・ 第三者提供制度（仮称）の具体は、施行期日までの間に検討（検討の観点として、①提供方法（研究目的に適った必要最小限のデータ範囲に限定する等個人及び法人の権利利益が侵害されないよう配慮）②提供先（目的に沿って適切に研究を行える者、研究倫理の保持など）
- 病床機能報告・外来機能報告と連携させるとともに、データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
- 必要な法制上の措置が前提となるが、2023年度の可能な範囲で早期に施行する。（施行後に決算期を迎える医療法人から対象）
- 施設別損益計算書を作成していない医療法人の準備などのため、提出期限の延長等の経過措置などを設ける。

(現行) 医療法第52条第1項の届出事項

- 事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表
- 損益計算書 **(法人全体の事業収益・費用等のみ)** ○関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 監査報告書 ○社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類
- その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類 (閲覧対象外)

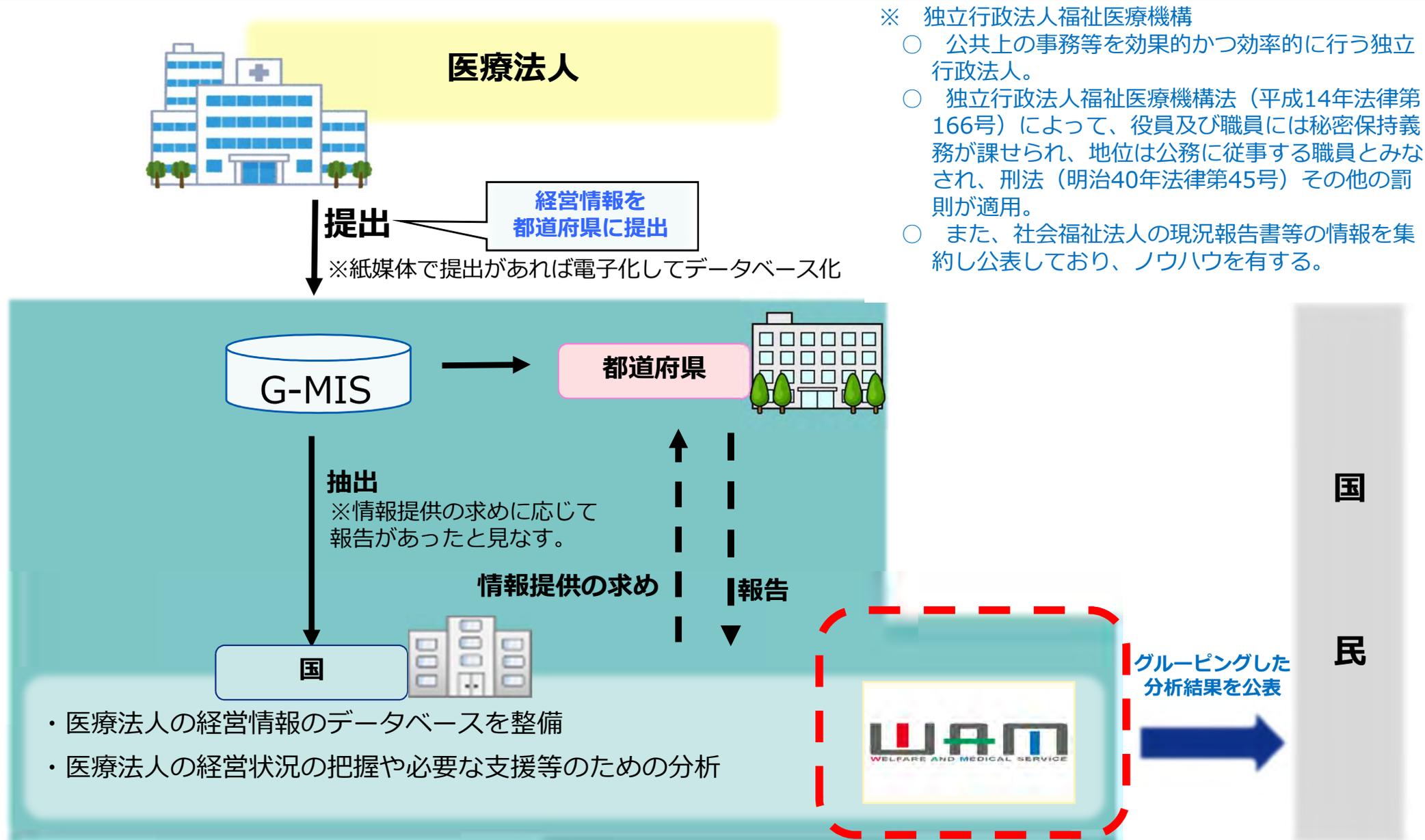
経営情報

※ 赤文字は必須項目。緑文字は任意項目。青文字は病院は必須項目、診療所は任意項目。

施設別

- **医業収益** (入院診療収益、**室料差額収益**、**外来診療収益**、**その他の医業収益**)
 - ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益 (患者負担含む)」及び「公害等診療収益」を別掲。
 - ※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。
 - ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。
- **材料費** (医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費)
- **給与費** (給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費)
- **委託費** (給食委託費)
- **設備関係費** (減価償却費、機器賃借料) ○ **研究研修費**
- **経費** (水道光熱費)
 - ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。
- **控除対象外消費税等負担額**
- **本部費配賦額**
 - ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。
- **医業利益 (又は医業損失)**
- **医業外収益** (受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益)、○ **医業外費用** (支払利息)
- **経常利益 (又は経常損失)**
- **臨時収益**、○ **臨時費用**
- **税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)**
- **法人税、住民税及び事業税負担額**
- **当期純利益 (又は当期純損失)**
- **職種別の給与 (給料・賞与) 及び、その人数** ※ ※病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用
 - 職種 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員 (保健師、助産師、看護師、准看護師)、その他の医療技術者等 (診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ (理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等 (管理栄養士、栄養士、調理師)、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務 (総務、人事、財務、医事等) 担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士、その他の職員)

「医療法人の経営情報のデータベース」の運用に当たって、国と独立行政法人の関係を踏まえ、独立行政法人福祉医療機構（WAM）を活用して進めることを検討中。



- ※ 独立行政法人福祉医療機構
 - 公共上の事務等を効果的かつ効率的に行う独立行政法人。
 - 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）によって、役員及び職員には秘密保持義務が課せられ、地位は公務に従事する職員とみなされ、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則が適用。
 - また、社会福祉法人の現況報告書等の情報を集約し公表しており、ノウハウを有する。

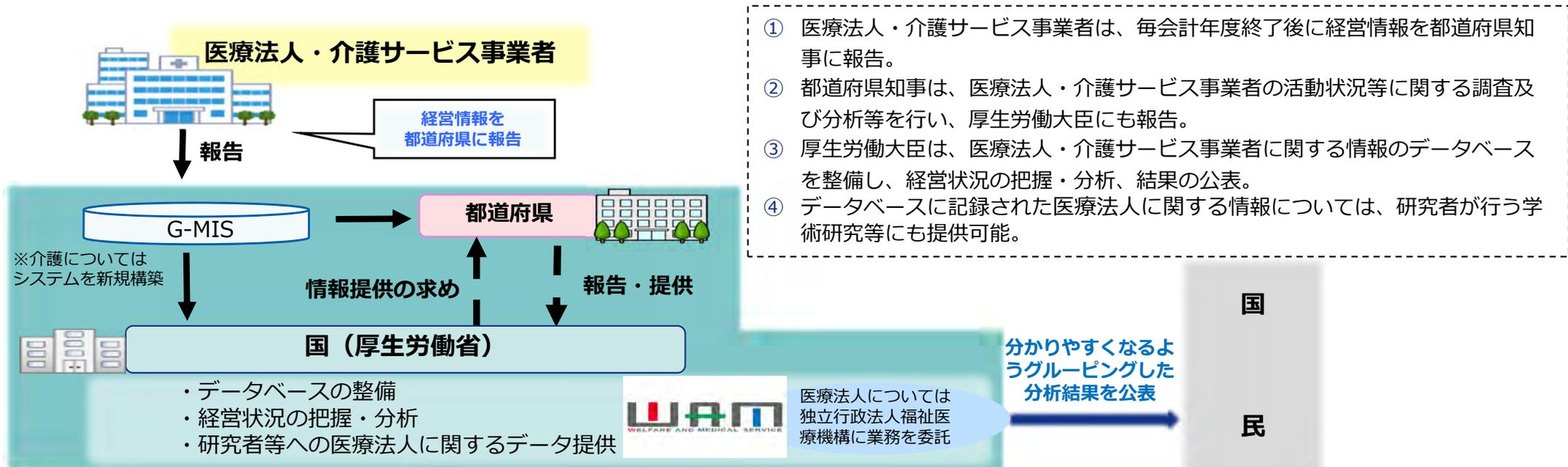
医療法人・介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

- 医療・介護の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、①医療法人・介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。

【施行日：①及び②（医療）令和5年8月1日（介護）令和6年4月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人・介護サービス事業者
- 収集する情報：病院・診療所及び介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
（収集する内容は省令以下で規定） ※病床機能報告・外来機能報告等と連携させるとともに、データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表



介護サービス事業者の経営の見える化

経営情報に関するデータベースの整備（法律改正）

○制度改正により、介護サービス事業者に対して、事業所ごとの詳細な経営情報の報告を求めることとするとともに、データベースを整備する。このデータベースの情報については、マクロのデータを分析した結果として公表する。

○また、新たなデータベースの整備に当たっては、医療分野と同様、職種ごとの給与費の合計額等を継続的に把握できるよう、データの提出が促進される運用などについて検討していく。

※報告を求める経営情報の例（検討中）

（費用）

- 材料費（介護用品費、医薬品費、施設療養材料費、給食用材料費 等）
- 給与費（介護職員等の常勤職員給与、非常勤職員給与、退職給与引当金繰入、法定福利費）
- 経費（消耗品費、保健衛生費、車両費、光熱水費、修繕費（修繕維持費） 等）
- 委託費（委託費（給食） 等） ○研修費（研修雑費、研究材料費 等）
- 減価償却費 ○徴収不能額 ○支払利息 ○引当金繰入額
- 職種別の給料及び賞与（並びにその人数） 等 ※職種別給与は任意事項

（収益）

- 介護収益（施設介護料収益、居宅介護料収益、居宅介護支援介護料収益 等）
- 事業外収益 ○本部費

など

介護サービス情報公表制度の見直し（省令改正）

○利用者の選択に資する情報提供という観点から、財務状況を公表の対象に追加する。

○また、従事者に関する情報として、職種別の人数や経験年数等が公表の対象になっていることに加え、事業所ごとの1人当たり賃金等についても公表の対象とすることを検討していく。

事業者の意識改革（介護サービス事業者の経営の見える化）

介護保険制度の見直しに関する意見
(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

(財務状況等の見える化)

- 介護サービス事業者について、
 - ・ 介護サービス事業者の経営状況をもとに、国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進
 - ・ 介護サービス事業者の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な介護サービス提供体制の構築のための政策の検討
 - ・ 物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討
 - ・ 実態を踏まえた介護従事者等の処遇の適正化に向けた検討
 - ・ 介護報酬に関する基礎資料である介護事業実態調査の補完に活用することが可能となるという観点から、経営情報を収集・把握することは重要である。
また、介護サービス事業者側も、マクロデータを自事業所の経営指標と比較することで、経営課題の分析にも活用可能と考えられる。
- 医療法人の経営情報に係る検討状況も踏まえ、介護サービス事業者の経営状況を詳細に把握・分析し、介護保険制度に係る施策の検討等に活用できるよう、**介護サービス事業者が財務諸表等の経営に係る情報を定期的に都道府県知事に届け出る**こととし、社会福祉法人と同様に、**厚生労働大臣が当該情報に係るデータベースを整備する**とともに、介護サービス事業者から届け出られた個別の事業所の情報を公表するのではなく、**属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する**ことが適当である。その際、介護サービス事業者の事務負担等に十分に配慮する必要がある。
- また、**介護サービス情報公表制度について**、利用者の選択に資する情報提供という観点から、社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、**介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表する**ことが適当である。あわせて、介護分野においては、介護人材の確保を目指して累次の処遇改善等がなされているところ、介護サービス情報公表制度は利用者等のサービス選択において広く活用されており、各施設・事業所の従事者の情報について、現行においても職種別の従事者の数や従事者の経験年数等が公表されていることも踏まえ、**一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討する**ことが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に係る個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。

事業者の意識改革（介護サービス事業者の経営の見える化）

介護サービス事業者は公的な介護保険制度のもとで運営していることを踏まえ、その費用の見える化を進めることで、事業者が経営改善や待遇改善に取り組むための環境づくりを進める。

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」

（令和4年12月23日全世代型社会保障構築本部決定）

○現状は、社会福祉法人などは財務状況の公表が義務付けられ、社会福祉法人については詳細なデータベースが整備されているが、介護サービス事業者全般についても、財務状況の公表を義務付ける。また、詳細な経営情報について報告を義務付けるとともにデータベースを整備する方向で、制度改正も含め、検討を進める。

○さらに、利用者等のサービス選択に広く活用されている介護サービス情報公表制度について、処遇の見える化などを通じた人材確保にも活用できるようにし、介護サービス事業者全般について、平均賃金や処遇改善の反映状況などの閲覧・比較を可能とする方向で、制度改正も含め、検討を進める。

介護サービス情報公表制度の運用 ～概要～

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を都道府県に報告し、都道府県が公表する。

期待する効果

- 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
- 事業者のサービスの質の向上に向けた努力が適切に評価され選択されることを支援

国…報告・公表するためのシステム整備
都道府県、政令指定都市…制度の実施主体

具体的取組

① 介護サービス情報公表システム等整備事業

全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム開発・運用等を行う。

【実施主体】国（民間へ委託）

② 介護サービス情報の公表制度支援事業

都道府県及び指定都市における当該制度の運営が円滑に実施できるよう必要な支援を行う。

【実施方法】補助（介護保険事業費補助金）

【実施主体】都道府県及び指定都市

【負担割合】国 1 / 2、都道府県又は指定都市 1 / 2

公表までのフロー図



介護サービス情報公表システム

情報公表される内容 ※介護保険法施行規則で規定

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他（従業者の研修の状況等）

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、**事業所自らが情報公表システムで任意に公表することが可能。**

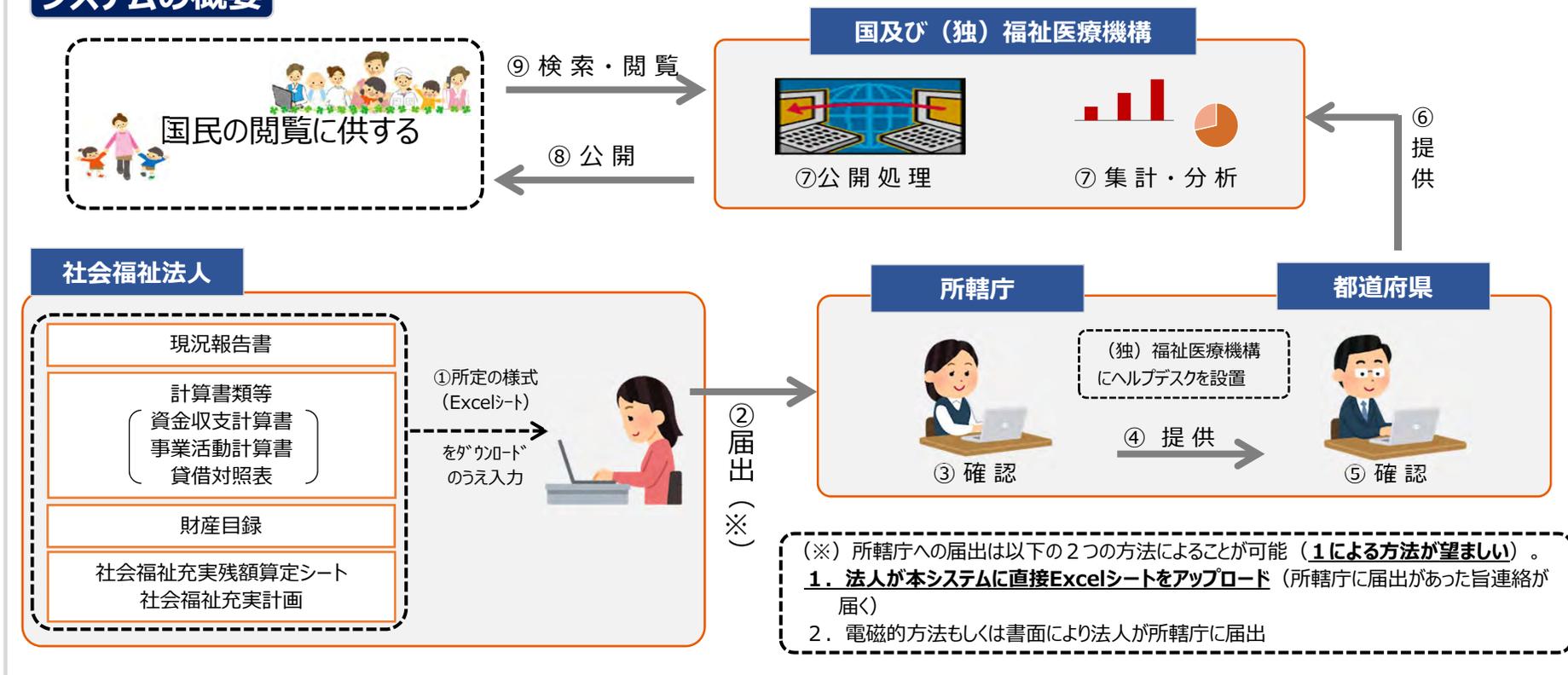
※さらに、**自治体独自の公表項目の設定が可能。**

『財務諸表等電子開示システム』の概要

1. 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

- 平成28年3月に成立した改正社会福祉法において、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施すると定めるとともに、社会福祉法人の計算書類等については、社会福祉法の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構の運営する「WAM NET」に「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を構築し、広く国民の皆様公表することを通じて、法人運営の透明性の確保に努めることとなった。
- 平成29年6月より運用を開始。

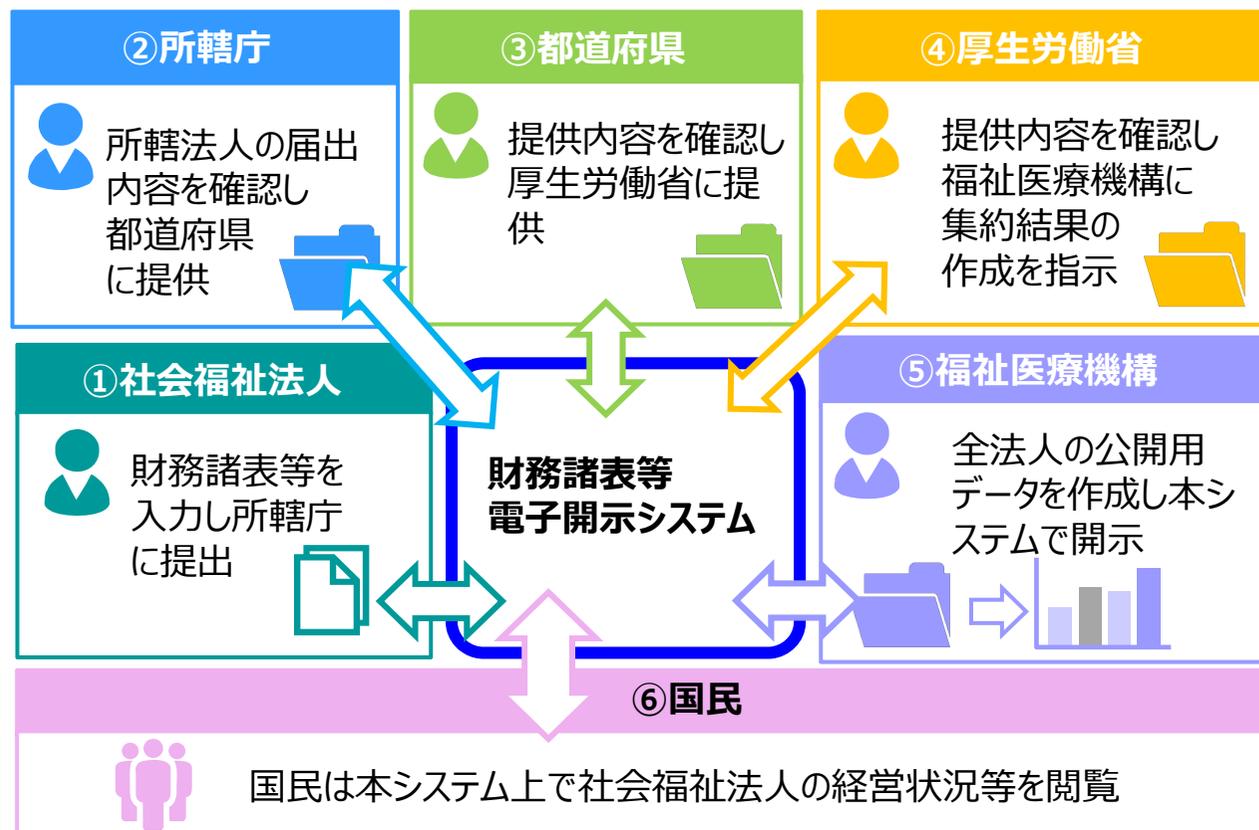
システムの概要



2. 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの概要

本システムは、社会福祉法人の運営の透明性を確保すること等を目的に、法人の運営状況及び財務状況に係る情報について、一覧性・検索性を持たせたシステムを構築し、国民に情報提供をすること、また、社会福祉法人が所轄庁へ届出を行う現況報告書、財務諸表等の様式作成を支援し、届出の電子化を推進することにより法人の事務負担を軽減することを主な目的として構築されたシステムです。

【システムの全体像】



※現況報告書等の情報については、社会福祉法人が所轄庁へ届出を行った後、7日から10日程度してWAMNETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイトに公表されます。

3. システムが取扱う公表書類および登録状況について

- 社会福祉法第59条の規定により、社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について、以下の書類についてシステムによる入力（登録）・公表が可能となっています。

【入力・公表書類の概要】

役員等名簿	
報酬等の支給の基準	
事業の概要	法人基本情報
	当該会計年度の初日における評議員の状況
	当該会計年度の初日における理事の状況
	当該会計年度の初日における監事の状況
	前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況
	当該会計年度の初日における評議員の状況
	当該会計年度の初日における職員の状況
	当該会計年度の初日における評議員の状況
	前会計年度の評議員会の状況
	前会計年度の理事会の状況
	前会計年度の監事監査の状況
	前会計年度の会計事監査の状況
	前会計年度における事業等の概要
	社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況
	透明性の確保に向けた取り組み状況
	ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況
退職手当制度の加入状況等	
社会福祉充実計画	

計算書類	貸借対照表	法人単位貸借対照表	
		貸借対照表内訳表	
		事業区分貸借対照表内訳表	
		拠点区分貸借対照表	
	収支計算書	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書
			資金収支内訳表
			事業区分資金収支内訳表
		事業活動計算書	拠点区分資金収支計算書
			法人単位事業活動計算書
			事業活動内訳表
		事業区分事業活動内訳表	
		拠点区分事業活動計算書	

- 社会福祉法人の利用状況は以下のとおり。（令和4年11月末時点）

登録法人数	システム利用法人数	割合
21,053	20,988	99.7%

4. 公表画面イメージ①（検索画面）

社会福祉法人が所轄庁へ届出した財務諸表等入力シートの内容は、WAM NETの公表サイト「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」で公表されます。この公表サイトでは、全国の社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

社会福祉法人の現況報告書等情報検索

このウェブサイトでは、全国の社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。さまざまな条件で社会福祉法人を検索し、当該法人に関する現況報告書等の情報を閲覧することができます。 ※ 現況報告書等の情報については、社会福祉法人が所轄庁へ届出を行ったのち、7～10日程度で公表されます。

地図から探す

社会福祉法人の現況報告書等の集約結果

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁へ届出を行った現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の内容について集約した結果を公表しています。

集約結果を見る

システムログイン

システム関係連絡板はこちら

法人名から探す

例：「〇〇会」
(オプション) 住所で絞り込み
例：「〇〇県〇〇市」

検索

事業所名から探す

例：「〇〇事業所」
(オプション) 住所で絞り込み
例：「〇〇県〇〇市」

検索

住所から探す

例：「〇〇県〇〇市」

検索

サービスから探す

検索画面へ

法人番号から探す

例：「0123456789012」

検索

所轄庁へ届出を行った現況報告書等の内容について集約した結果を閲覧することができます。

👉 **集約結果の公表**

さまざまな条件で社会福祉法人を検索し、当該法人に関する現況報告書等の情報を閲覧することができます。

👉 **個別法人情報の閲覧**

<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/>

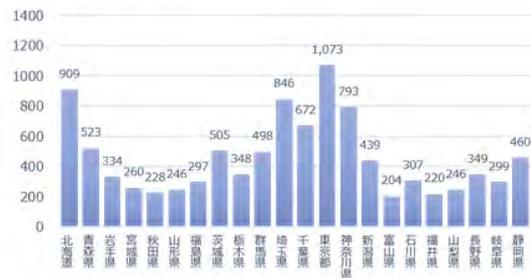
6. 公表画面イメージ③（集約結果の公表について）

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁に届出を行った現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の内容について集約し、法人の状況や経営状態等を公表しています。

1. 社会福祉法人の状況

1-1. 所在地（主たる事務所）別法人数

都道府県別法人数



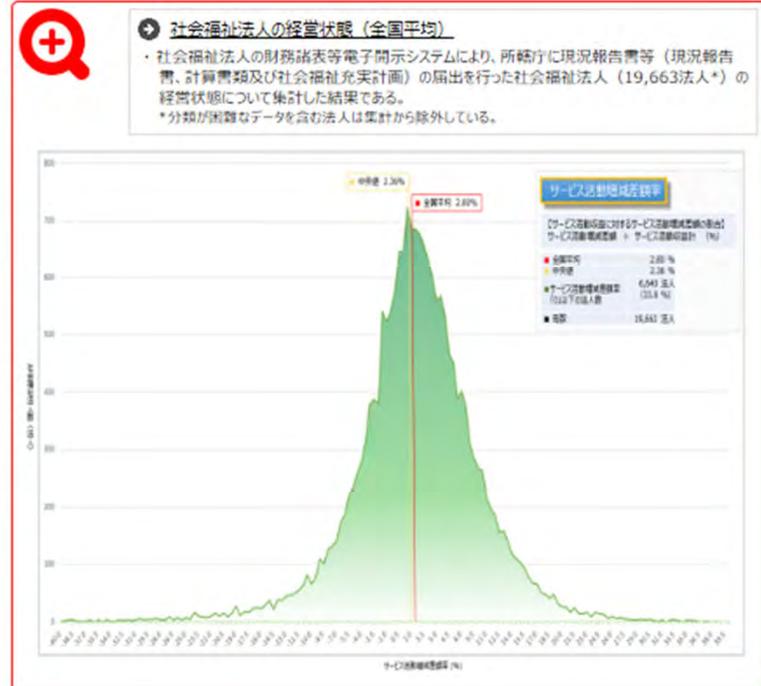
2-2. 社会福祉法人の経営状態（全国平均）

指標名をクリックすると右側にグラフが表示されます。グラフをクリックすると拡大表示できます。

① 指標名をクリック

② グラフをクリックして拡大

経営指標	
収益性	サービス活動増減差額率
安定性・継続性	経営増減差額率
	職員一人当たりサービス活動収益
	流動比率
長期継続性	当座比率
	現金預金対事業活動支出比率
	純資産比率
資金繰り	純資産比率（正味）
	固定長期適合率
	固定比率
合理性	借入金比率
	借入金償還余裕率
	借入金償還余裕率（正味）
費用	債務償還年数
	事業活動資金収支差額率
	事業未収金回転期間
資産	事業未払金回転期間
	人件費比率
	人件費・委託費比率
効率性	事業費比率
	事務費比率
	支払利息率
経営自立性	付加価値率
	減価償却費比率
	国庫補助金等特別積立金取崩率
	正味金融資産額
	正味金融資産額・減価償却累計額比率
	固定資産老朽化率
	総資産経営増減差額率
	事業用固定資産回転率
	自己収益比率



1-3. 法人種別法人数



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

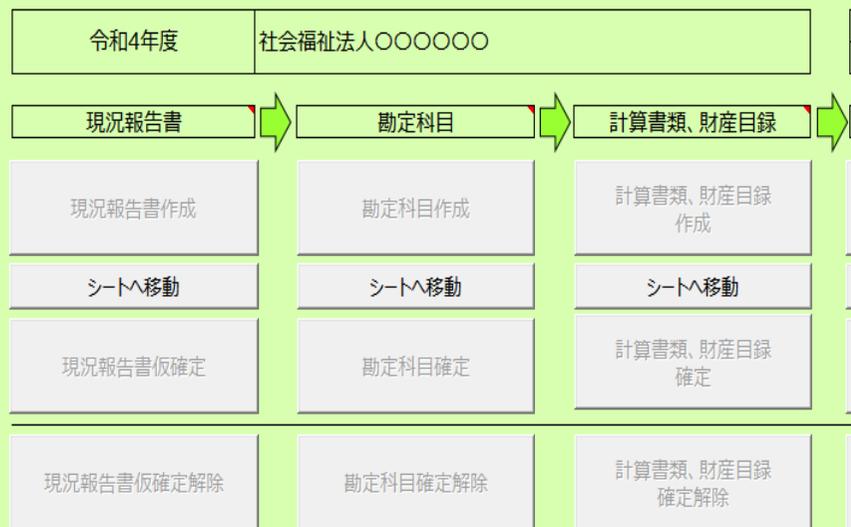
【参考①】入力の流れ（財務諸表等入力シートのご紹介）

◆財務諸表等入力シートとは

財務諸表等入力シートとは、「現況報告書」「計算書類」「財産目録」「社会福祉充実残額算定シート」で構成されているExcelファイルのことです。コピー＆ペースト、印刷、入力途中での保存など通常のExcelと同様の操作が可能です。

▼財務諸表等入力シート トップページ

社会福祉法人 財務諸表等入力シート



メッセージ

↓黄色の場合は警告、赤色の場合はエラー

The screenshot displays the '財務諸表等入力シート' (Financial Statement Input Sheet) interface. It shows several overlapping Excel sheets:

- 現況報告書 (Current Status Report):** The top sheet, containing basic information like '法人基本情報' (Corporate Basic Information) and '法人の名称' (Corporate Name).
- 計算書類 (Statement of Financial Position):** The middle sheet, showing '資金収支明細' (Statement of Financial Position) and '事業活動明細' (Statement of Activities).
- 財産目録 (Statement of Assets and Liabilities):** The bottom sheet, displaying a table of assets and liabilities with columns for '資産科目' (Asset Category), '負債科目' (Liability Category), and '金額' (Amount).
- 社会福祉充実残額算定シート (Social Welfare Improvement Residual Amount Calculation Sheet):** The bottom-most sheet, used for calculating the residual amount for social welfare improvement.

The interface includes navigation buttons like '戻る' (Back), '進む' (Next), and 'ヘルプ' (Help). A legend at the bottom right explains the color coding: yellow for warnings and red for errors.

【参考②】入力の流れ（社会福祉法人が行う操作手順について）

- 社会福祉法人が所轄庁へ届出を行う現況報告書、財務諸表等については、様式「財務諸表等入力シート」を用いて行います。
- 財務諸表等入力シートの①「入手」、②「入力」・「保存」、③「届出」の機能を活用して所轄庁への届出を行うこととなります。

手順1

財務諸表等入力シートを入手する

本システムから財務諸表等入力シートをダウンロード（入手）します。



手順2

財務諸表等入力シートに入力する

財務諸表等入力シートに財務諸表等の内容を入力します。



手順3

財務諸表等入力シートを保存する

本システムに入力済の財務諸表等入力シートをアップロード（保存）します。



手順4

財務諸表等入力シートを届け出る

本システムから所轄庁（自治体）に対して、保存した財務諸表等入力シートをインターネット経由で届け出ます。

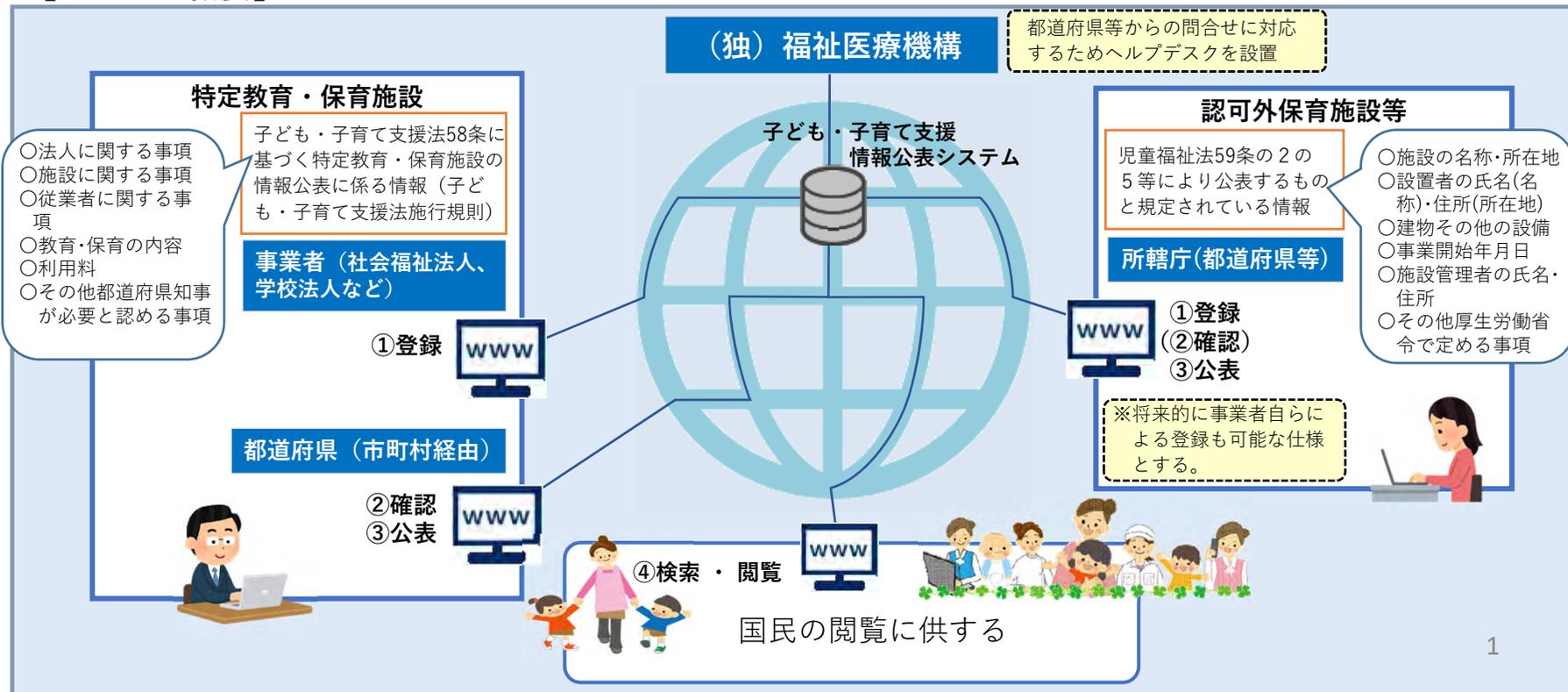


子ども・子育て支援情報公表システムについて

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、**特定教育・保育施設等は、教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報について、都道府県知事に報告しなければならない。**
- 同条第2項に基づき、**都道府県知事は、施設等からの報告された内容を公表しなければならない。**
- 施設等による報告から都道府県知事による公表までを、全国一律でインターネット上で実施するWebシステムとして、「**子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）**」を（独）福祉医療機構において運用している。（令和元年度にシステムを構築し、令和2年9月から一般公開を開始。）
- このシステムにおいては、**利用者の施設等の選択に資する情報を提供するため、インターネット上で検索・閲覧できる環境を構築している。**

【システム概要】



システムの入力・公表項目及び登録状況について

- 子ども・子育て支援法施行規則の別表第一及び別表第二に掲げる項目について、システムにおいて、入力・公表が可能となっている。

【入力・公表項目の概要】

運営する法人に関する事項	法人の名称・主たる事務所の所在地・連絡先 法人の代表者の氏名・職名 法人の設立年月日 など
施設等に関する事項	施設等の種類、施設等の名称・所在地・連絡先、事業所番号 施設等の管理者の氏名・職名 認可・認定を受けた年月日、事業の開始(予定)年月日、確認を受けた年月日 連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称 など
従業者に関する事項	職種別の従業者数、従業者の勤務形態・労働時間・従業者一人当たりの子どもの数 従業者の経験年数、教育又は保育に係る免許・資格 など
教育・保育等の内容に関する事項	施設等の開所時間・利用定員・学級数・運営方針 教育・保育の内容等(保護者に対する子育ての支援の実施状況を含む。) 居室面積・園舎面積・園庭の面積等 施設等の利用手続・選考基準その他の利用に関する事項 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況 事故が発生したときの対応に関する事項 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等 など
利用料等に関する事項	
その他都道府県知事が必要と認める事項	

- 施設等の登録状況は以下のとおり。(令和5年2月10日時点)

【登録状況】

施設数	登録済施設数	割合
45,379	42,924	94.6%

システムの公表状況について

前頁の登録済施設数の主な内訳は以下のとおり。

届出の対象となる施設

(令和5年2月10日現在)

- 認可施設 -

○ 保育所	(22,406)	53.0%
○ 認定こども園 - 幼保連携型	(6,267)	14.8%
- 保育所型	(1,292)	3.1%
- 幼稚園型	(1,224)	2.9%
- 地方裁量型	(78)	0.2%
○ 幼稚園	(4,136)	9.8%
○ 小規模保育事業者	(5,457)	12.9%
○ 事業所内保育事業者	(622)	1.5%
○ 家庭的保育・居宅訪問型保育事業者	(790)	1.9%
合計	(42,272)	

1. 公表画面（ホーム画面）

インターネット上に公開される公表ホーム画面で、公表されている施設情報を検索します。
場所に関する条件、種類に関する条件を入力し、①「検索する」ボタンをクリックします。

ここdeサーチ

子ども・子育て支援情報公表システム

戻る

1. 場所を選ぶ

検索方法

キーワード検索 施設名検索

施設名・住所・最寄り駅を指定する

施設名・住所・最寄り駅を入力してください。

現在地をセットする

検索範囲(四方)

500m 1km 3km 5km

絞り込み表示

選択した市区町村に絞り込んで表示

検索条件のリセット

キーワード欄に入力された名前より検索範囲の施設を検索します。検索した結果、該当しない場所の検索結果となった場合は追加のキーワードを入力して検索をお願いします。

2. 種類を選ぶ

施設の種類

0歳～5歳 保育所 認定こども園 認可外保育施設

0歳～2歳 家庭的保育 小規模保育 事業所内保育 居宅訪問型保育

3歳～5歳 幼稚園

その他検索条件

休日開所 病児保育 一時預かり

▼【その他検索条件について】

検索条件のリセット

選択された施設の種類別に該当する施設を検索します。施設の種類別の説明については [こちら](#) をご覧ください。

① 検索する

ベビーシッター等の住所が非公表な施設を検索する

子ども・子育て支援情報公表システム システムログイン

[はじめに](#) [公表されているデータについて](#) [全国施設CSVファイルダウンロード](#) [利用規約](#) [お問い合わせ](#)

2. 公表画面（検索結果）

検索結果画面の例を示します。

右側の一覧に表示されている施設が、地図上に小さな吹き出しマークで表示されています。

①「詳細情報」をクリックすると、該当施設の詳細情報を確認することができます。

The screenshot displays the 'ここdeサーチ' (Koko de Search) website interface. At the top, there is a navigation bar with 'ホーム' (Home) and '検索結果' (Search Results). Below this, there are several utility buttons: '地図から選択' (Select from map), '一覧から選択' (Select from list), '地図移動時に再読み込み' (Reload on map movement), 'CSVファイルダウンロード' (Download CSV file), and 'ヘルプ' (Help). The main content area is split into two sections. On the left is a map showing various locations marked with icons. On the right is a list of search results. The first result is for a childcare facility (保育園) with a red circle and the number '1' next to its '詳細情報' (Detailed Information) button. The list includes details such as the facility name, address, phone number, and operating hours. At the bottom of the page, there is a footer with the text '子ども・子育て支援情報公表システム' (Child and Family Support Information Disclosure System) and a 'システムロケイン' (System Localization) button. Below the footer, there are several links: 'はじめに' (Introduction), '公表されているデータについて' (About the published data), '全国施設CSVファイルダウンロード' (Download national facility CSV file), '利用規約' (Terms of Use), and 'お問い合わせ' (Contact Us).

3. 公表画面（施設詳細画面①）

詳細画面の例を示します。（入力された施設の詳細情報が表示されます。）

施設詳細情報

前の画面に戻る

印刷

認可 ○○××× 保育園
(本施設の個別URLはこちら)

公表者：東京都 公表年月日：2022年06月28日

住所	〒105-0004 東京都港区×××-△△ ○ビル ×階
電話	03-1234-5678
事業開始日	2017/04/01
施設類型	保育所
開所曜日	月 火 水 木 金 土
開所時間(平日)	
開所時間(土曜)	
開所時間(日祝日)	
利用定員数(合計)	非公表
一時預かり事業の実施	なし
病児保育事業の実施	なし

基本的な情報をサマリー表示

詳細情報 ▶ 全て展開 ▲ 全て閉じる

- ▼ 教育・保育等の内容に関する事項
- ▼ 教育・保育に従事する従業者に関する事項
- ▼ 当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項
- ▼ 権利擁護等のために講じている措置に関する事項
- ▼ 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
- ▼ 当該報告に係る教育・保育提供に関する事項
- ▼ 施設等を運営する法人に関する事項

子ども・子育て支援法施行規則の別表第一及び別表第二に掲げる項目を詳細情報として公表

4.入力の流れ①（利用者の役割）

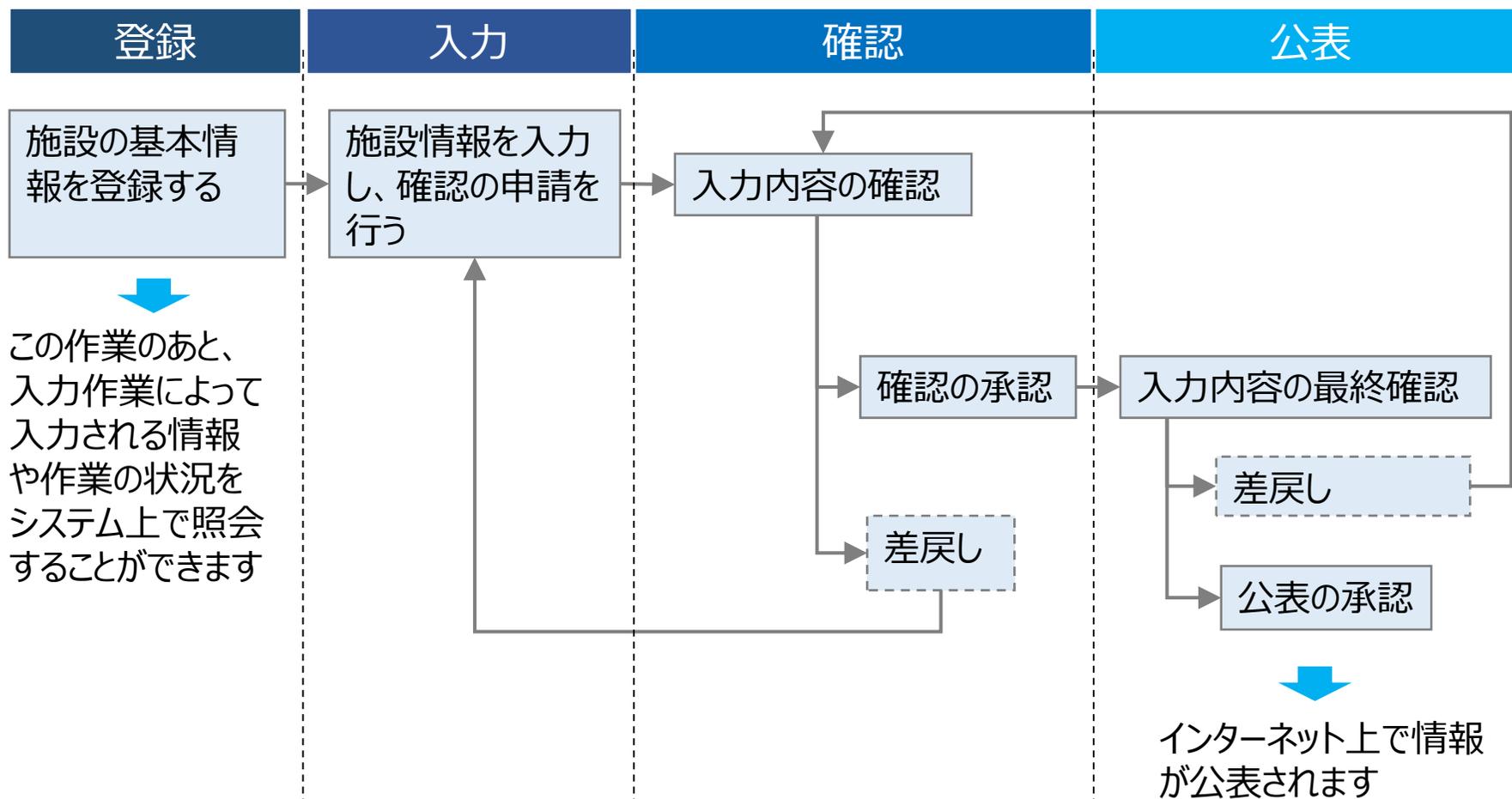
認可施設の情報公表までの、本システムの利用者と役割に応じて使用する機能は以下のとおりです。

		本システムの利用者				
		都道府県	政令市等 (*1)	市町村	施設	
役割	登録	施設情報の入れ物（箱）を作成する ● 子ども・子育て支援法の対象となる管内の施設とその事業者の登録 ● 入力内容の照会	○	○		
	入力	施設情報を入力し、申請を行う ● 施設の提供するサービス、設備、運営等に関する情報の入力 ● 政令市等・市町村への申請				○
	確認	申請された内容を確認し承認する ● 申請内容の照会・承認・差戻し ● 施設に成り代わった入力(代理入力)		○	○	
	公表	申請された内容を確認し公表する ● 申請内容の照会・承認・差戻し →承認によって施設情報が公表されます ● 都道府県知事が必要と認める事項の登録	○			

(*1)政令市、中核市、都道府県から権限移譲を受けた一般市が該当します

5. 入力の流れ②（操作の流れ）

(1) 施設が施設情報を入力する場合（認可施設）



6. 施設による入力処理（施設による登録画面イメージ①）

施設による情報登録画面のイメージとなります。

都道府県等による基本情報の登録が完了した後、施設自ら運営情報等を登録します。

② 教育・保育に従事する従業者に関する事項

イ 職種別の従業者の数
ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等

従業者に関する事項 ②

	従業者数・勤務形態 [単位：人]		労働時間 [単位：時間/日]	経験年数 [単位：年]	
	常勤	非常勤		常勤	非常勤
保育教諭	0	0	0.00	0.0	0.0
教諭又は保育士	0	0	0.00	0.0	0.0
保育士	28	0	7.00	11.2	0.0
保育従事者	0	0	0.00	0.0	0.0
教諭	0	0	0.00	0.0	0.0
家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	0	0	0.00	0.0	0.0
看護師	0	0	0.00	0.0	0.0
合計	28	0	-	-	-

職員一人当たりの子どもの数 ② 6 人

二 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況

有する免許・資格 ②

- 保育士資格
- 幼稚園教諭免許
- 看護師免許
- その他

その他 ②

7. 施設による入力処理（施設による登録画面イメージ②）

P.6でお示した施設詳細情報（子ども・子育て支援法施行規則の別表第一及び別表第二に掲げる項目）において、施設で登録する項目について入力画面を提供しています。

【入力画面例②】運営状況等に関する事項

▲ 教育・保育等の内容に関する事項

イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針

開所日

開所曜日

平日

土曜

日祝日

延長保育【午前】

延長保育【午後】

預かり保育
開所・開所時間

平日

土曜

日祝日

日曜日
 月曜日
 火曜日
 水曜日
 木曜日
 金曜日
 土曜日
 祝日

	07:00	～	18:00
	07:00	～	18:00
		～	
		～	
	18:00	～	19:00
	<input type="text" value="07:00"/>	～	<input type="text" value="18:00"/>
	<input type="text" value="07:00"/>	～	<input type="text" value="18:00"/>
	<input type="text"/>	～	<input type="text"/>

定員数等 ?

	利用定員数[単位：人]	利用者数[単位：人]	学級数[単位：組]
0歳	15	<input type="text" value="12"/>	<input type="text" value="1"/>
1歳	29	<input type="text" value="31"/>	<input type="text" value="2"/>
2歳	29	<input type="text" value="34"/>	<input type="text" value="1"/>
3歳	34	<input type="text" value="31"/>	<input type="text" value="1"/>
4歳	34	<input type="text" value="25"/>	<input type="text" value="1"/>
5歳	34	<input type="text" value="28"/>	<input type="text" value="1"/>
合計	175	161	7

運営方法 ?

8. 自治体による登録処理（施設情報の登録①）

自治体による施設の基本情報登録を行う際の一覧画面です。

画面上部の①「施設情報の照会・登録を行う」タブをクリックすると表示されます。

②「新しい施設の登録を行う」リンクを押し、新しい施設を登録します。

9. 自治体による登録処理（施設情報の登録②）

都道府県等における施設情報の新規登録画面です。

都道府県等において、事業者の新規登録と併せて、公表対象となる新しい施設の基本情報を登録します。

登録/変更する施設に関する事項

公表に必要となる施設の基本情報について、予め都道府県等が登録します。

※指定がない場合はシステムにて自動採番します。

住所を検索する

北海道

市区町村コード

開所日 開所曜日

平日
土曜
日祝日
延長保育(午前)
延長保育(午後)

利用定員数[単位:人]

利用定員数[単位:人]	
0歳	
1歳	
2歳	
3歳	
4歳	
5歳	
合計	

登録方法は、WEB画面からの入力に加え、Excelフォーマットをダウンロードし、入力、アップロードする方法も可能です。

10. 自治体による登録処理（事業者情報の登録）

施設情報の登録とあわせて、自治体において開設事業者の登録を行います。
必要事項を入力し、①「入力したデータを登録する」ボタンを押して入力内容を登録します。

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン中: [ユーザー名] ログアウト

ホーム 施設情報の照会・登録を行う 事業者情報の照会・登録を行う アカウントの確認・編集を行う

ホーム > 事業者情報の照会・登録を行う > 新しい事業者の登録/事業者の変更を行う

注意

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

新しい事業者の登録/事業者の変更を行う

画面操作ヘルプを表示する

【新しい事業者の登録/事業者の変更について】

法人等の種類

法人の名称(ふりがな)

法人の名称

主たる事務所の所在地 郵便番号

住所を検索する

都道府県

市区町村

市区町村コード: XXXXX

町名・番地

建物名・部屋番号等

主たる事務所の電話番号

法人の代表者の氏名

法人の代表者の職名

法人の設立年月日

本国・分園の有無

あり なし

本国・分園の施設の名称

① 入力したデータを登録する

主な入力項目

【運営する法人に関する事項】

- 法人の名称・主たる事務所の所在地・連絡先
- 法人の代表者の氏名・職名
- 法人の設立年月日 など

11. WEB画面以外の入力方法（Excelによる入力）

施設情報の登録は、エクセルによる登録も可能です。事業者はWEBまたはエクセルいずれかによる登録、届出がシステムで利用できます。

- ①「Excelファイルで入力する」タブをクリックすると、Excelを用いた入力画面が表示されます。
- ②「ダウンロード」ボタンをクリックすると、入力用のExcelファイルがダウンロードされます。

このExcelファイルに情報を入力、保存し、③「アップロード」ボタンを押して、Excelファイルをアップロードすることで、画面上での入力を省略して情報をシステムに入力することができます。

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン中: [ユーザー名] ログアウト

ホーム 施設情報の照会・編集を行う ▲施設アカウントの確認・編集を行う

ホーム 施設情報の照会・編集を行う 施設詳細情報の編集を行う

ご注意

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

施設詳細情報の編集を行う 画面操作ヘルプを表示する

→[施設詳細情報の入力について]

施設名称	事業所番号	所轄する自治体	施設類型	申請年月日	処理状況	営業状況
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保育園	1234567890123	東京都	認定こども園 - 幼保連携型	2019/09/10	申請待ち	<input type="checkbox"/>

カテゴリ

施設の詳細情報を入力する Excelファイルで入力する 確認者へ申請する

施設詳細情報Excelファイルダウンロード

以下のダウンロードボタンをクリックして頂くことで施設詳細情報Excelファイルがダウンロードできます。既に登録済みの場合は登録した箇所が設定された状態でダウンロードできます。

ファイル名称: 施設詳細情報.xlsx ダウンロード ダウンロード

施設詳細情報Excelファイルアップロード

ダウンロードした施設詳細情報Excelファイルに記入して頂き以下のファイル選択ボタンを押すとアップロードされます。正常にアップロードされるとExcelに記入した内容が登録されます。記載箇所が存在しない場合は、事業箇所を黄色セルで記載した施設詳細情報Excelファイルがアップロード結果欄よりダウンロードできますので、修正して頂き再度アップロードをお願いします。

ファイル選択: 施設詳細情報.xlsx ファイル選択 アップロード アップロード結果

アップロード結果 <各グループ別の施設詳細情報Excelファイル記入状況>

グループ別: 記入状況

対象データがありません。

Excel ファイルレイアウト（抜粋）

認可施設概要		施設等を運営する法人に関する事項	
法人の種類			
法人の名称(ふりがな)			
法人の名称			
主たる事務所の所在地	郵便番号	〒	-
	都道府県		
	市区町村		
	町名・番地		
	建物名・郵便番号等		
主たる事務所の電話番号			
主たる事務所のその他連絡先			
事業者番号			
代表	代表者氏名		
	代表者の職名		
設立年月日	西暦	年	月 日
地域型保育事業			
本園・分園	本園・分園の有無		
	本園・分園の施設名称		
独自項目1			
独自項目1			
独自項目1			

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

選択形式セル
入力形式セル

トップページ シート1 シート2 シート3 シート4 シート5 シート6 シート7 シート8

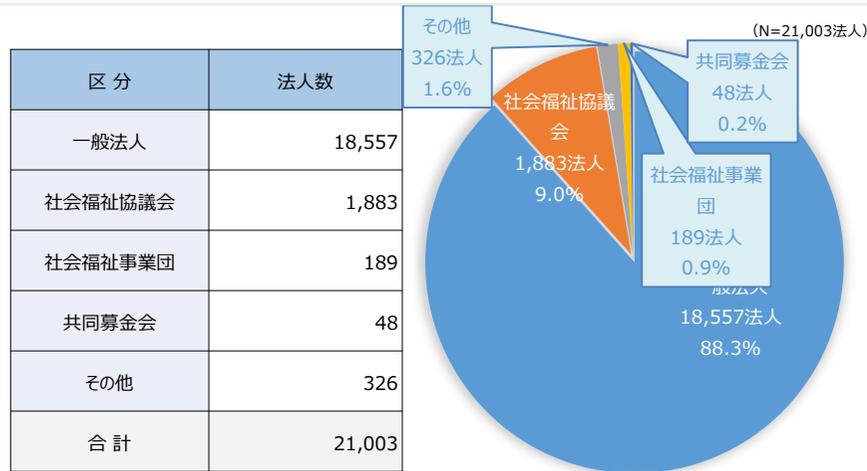
社会福祉法人の計算書類等について

社会福祉法人の財務諸表等情報開示システムについて

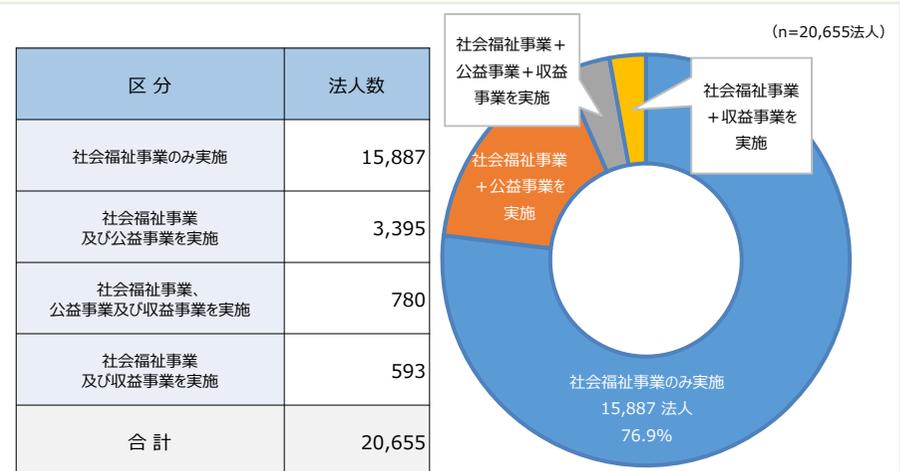
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第5項に基づき、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースとして整備。
- 各社会福祉法人が所轄庁に届け出た計算書類等について、都道府県を通じて集約し公表。

【参考】集約結果（令和2年度版）

1. 法人種別法人数



2. 事業区分別法人数（社会福祉事業、公益事業、収益事業別）



➔ 法人種別法人数

- ・ 社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人（21,003法人）の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- ・ 一般法人（88.3%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（9.0%）、その他（1.6%）、社会福祉事業団（0.9%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

➔ 事業区分別法人数（社会福祉事業、公益事業、収益事業別）

- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、所轄庁に現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の届出を行った社会福祉法人（20,655法人*）の法人数を「事業区分別（社会福祉事業、公益事業、収益事業別）」に集計した結果である。 *分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。
- ・ 社会福祉事業のみ実施している法人（76.9%）が最も多く、次いで、社会福祉事業及び公益事業（16.4%）、社会福祉事業、公益事業及び収益事業（3.8%）、社会福祉事業及び収益事業（2.9%）と続いている。

定義・留意事項

- ・社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化し、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みが存在。
- ・社会福祉充実計画を策定している法人は全体の1割に満たないこと、また、その使途も定まっていることから、今回の分析においては考慮せず、一般的に流動性が高いと考えられる資産（現金預金・積立金）を用いた分析を実施。なお、これらの資産についても、実際は社会福祉充実財産の算定過程において、算定の基礎となる資産や控除する将来必要となる費用に含まれていることに留意。
- ・なお、実際の分析作業については、分析の方向性を指示したうえで、財務諸表等情報開示システムの運営を委託している福祉医療機構に依頼したもの。
- ・2020年度決算の法人単位事業活動計算書（≒損益計算書）の各サービス別収益（介護保険事業収益・障害福祉サービス等事業収益・保育事業収益）がサービス活動収益全体の90%超の法人を、それぞれ「介護」「障害」「保育」と表記。
- ・現預金・積立金の定義
法人単位貸借対照表の流動資産の「現金預金」を現預金、同様に純資産の「その他の積立金」を積立金という。
- ・社会福祉法人の資産の管理運用は、安全、確実な方法において行うとされていることから、有価証券を有する法人は少数であり、かつ、少額であることから対象から除外。

分析対象法人の経営指標（事業活動計算書ベース）

	単位	介護	障害	保育	(参考)社会福祉法人全体
法人数	-	3,684	1,831	7,647	20,655
1法人当たり職員数	人	114.3	62.9	40.4	86.7
サービス活動収益対人件費率	%	66.7	67.5	73.5	66.5
サービス活動収益対事業費率	%	14.9	11.2	10.3	14.6
サービス活動収益対事務費率	%	10.9	10.7	8.4	10.2
サービス活動収益対減価償却費率	%	5.6	3.8	3.1	4.3
サービス活動増減差額比率	%	1.7	3.8	4.6	2.7
経常増減差額比率	%	1.8	4.5	5.1	3.2
職員1人当たりサービス活動収益	千円	6,203	6,437	5,682	6,591
赤字法人割合	%	41.2	25.7	26.3	31.4

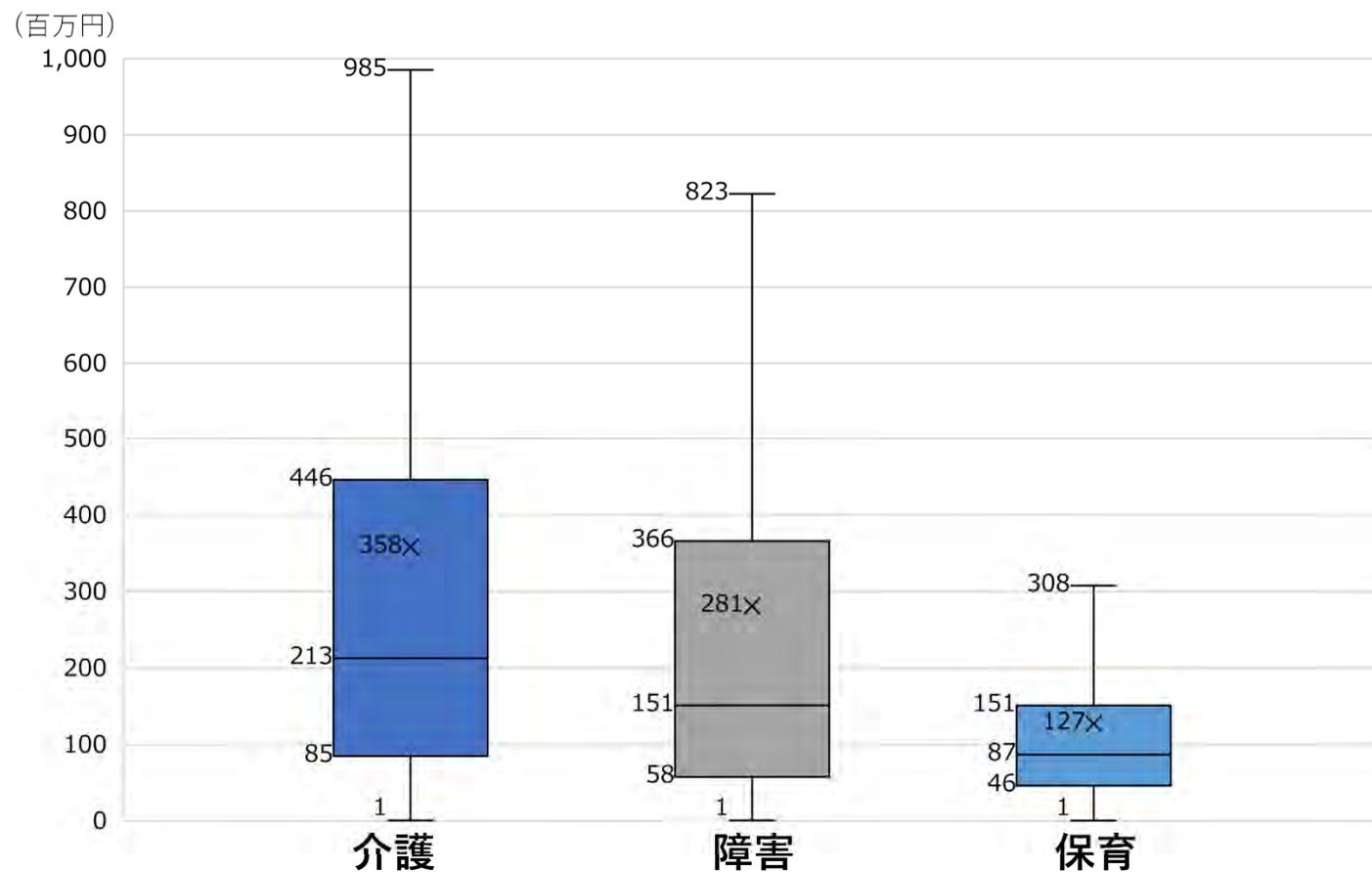
収益規模別の現預金・積立金

			(現預金+積立金) 規模								
収益規模	法人数	平均 現預金+積立金 (百万円)	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上	平均従事者数 (人)	職員1人当 たり現預 金・積立金 (百万円)
1億円未満	1,774	52.7	11.9%	48.4%	28.1%	11.2%	0.2%	0.1%	0.1%	15.0	3.53
1億円以上 5億円未満	8,461	144.7	2.3%	19.4%	27.8%	39.8%	7.6%	2.8%	0.4%	41.0	3.53
5億円以上 10億円未満	2,015	383.6	0.6%	3.8%	10.2%	37.0%	22.7%	20.9%	4.9%	111.9	3.43
10億円以上 20億円未満	689	649.6	0.6%	1.2%	3.5%	22.5%	21.9%	30.2%	20.2%	216.0	3.01
20億円以上 30億円未満	115	1,005.3	0.0%	0.0%	0.9%	7.8%	15.7%	40.0%	35.7%	366.2	2.75
30億円以上 40億円未満	27	1,630.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	37.0%	51.9%	520.2	3.13
40億円以上 50億円未満	17	2,100.4	0.0%	0.0%	5.9%	5.9%	0.0%	11.8%	76.5%	637.0	3.30
50億円以上	28	2,366.6	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	3.6%	7.1%	85.7%	1,084.9	2.18

収益規模が大きいほど、現預金・積立金の規模は大きくなる。ただし、職員1人当たり現預金・積立金はどの収益規模であっても大きな差はないことから、大きな法人でも過大な現預金・積立金を保有しているとは言えない。

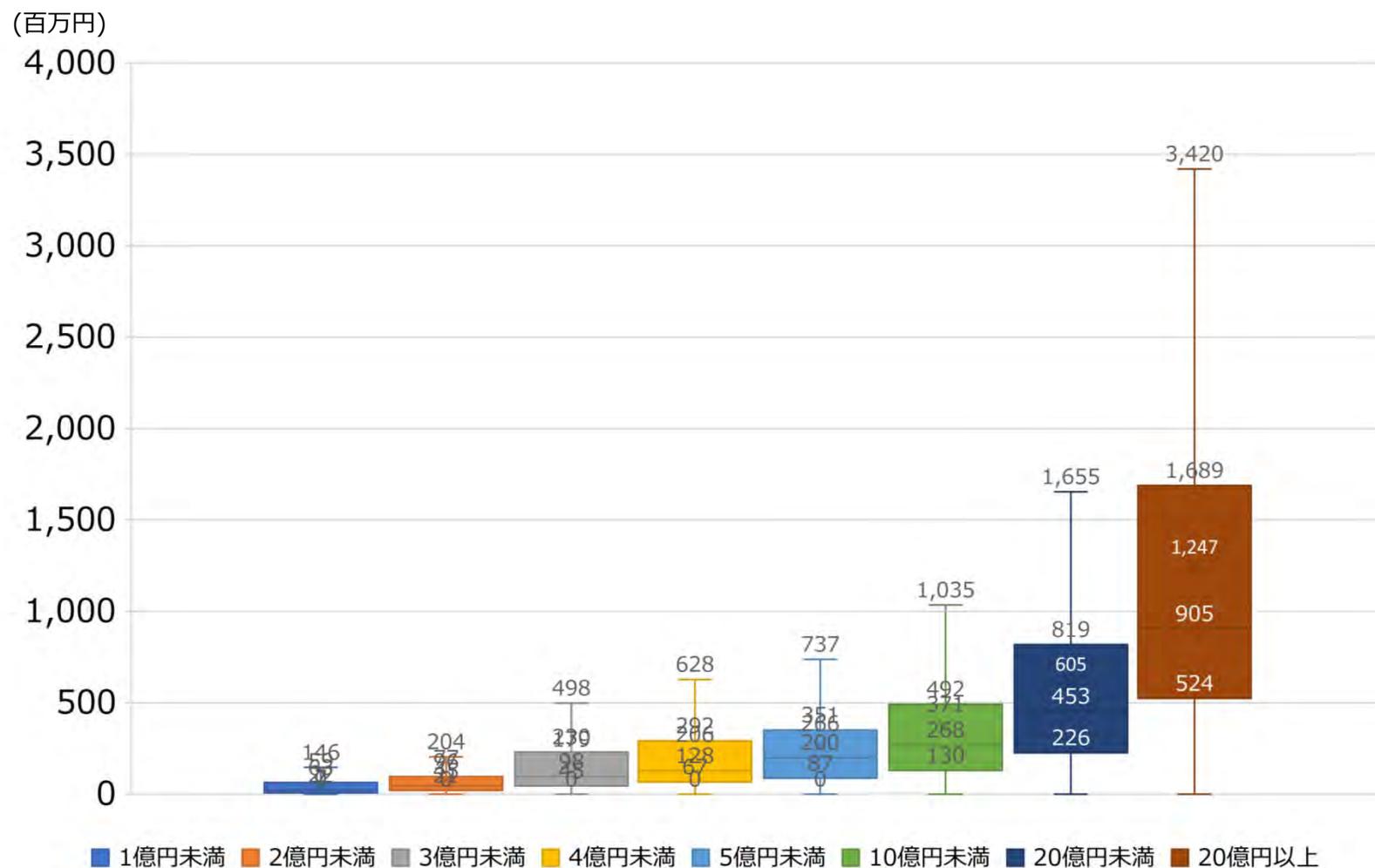
※ 社会福祉施設のほとんどは厳格な職員配置基準が設けられていることから、法人の職員数が多いということは、有している施設の定員の総合計が多いということとほぼ同義である。つまり、入所者・利用者数当たりの現預金・積立金もほぼ一定であると推察される。

現預金・積立金のばらつき（事業別）



介護は最もばらつきがある。障害も介護と同様の傾向であるが、保育は金額も少ないうえにばらつきも少ない。

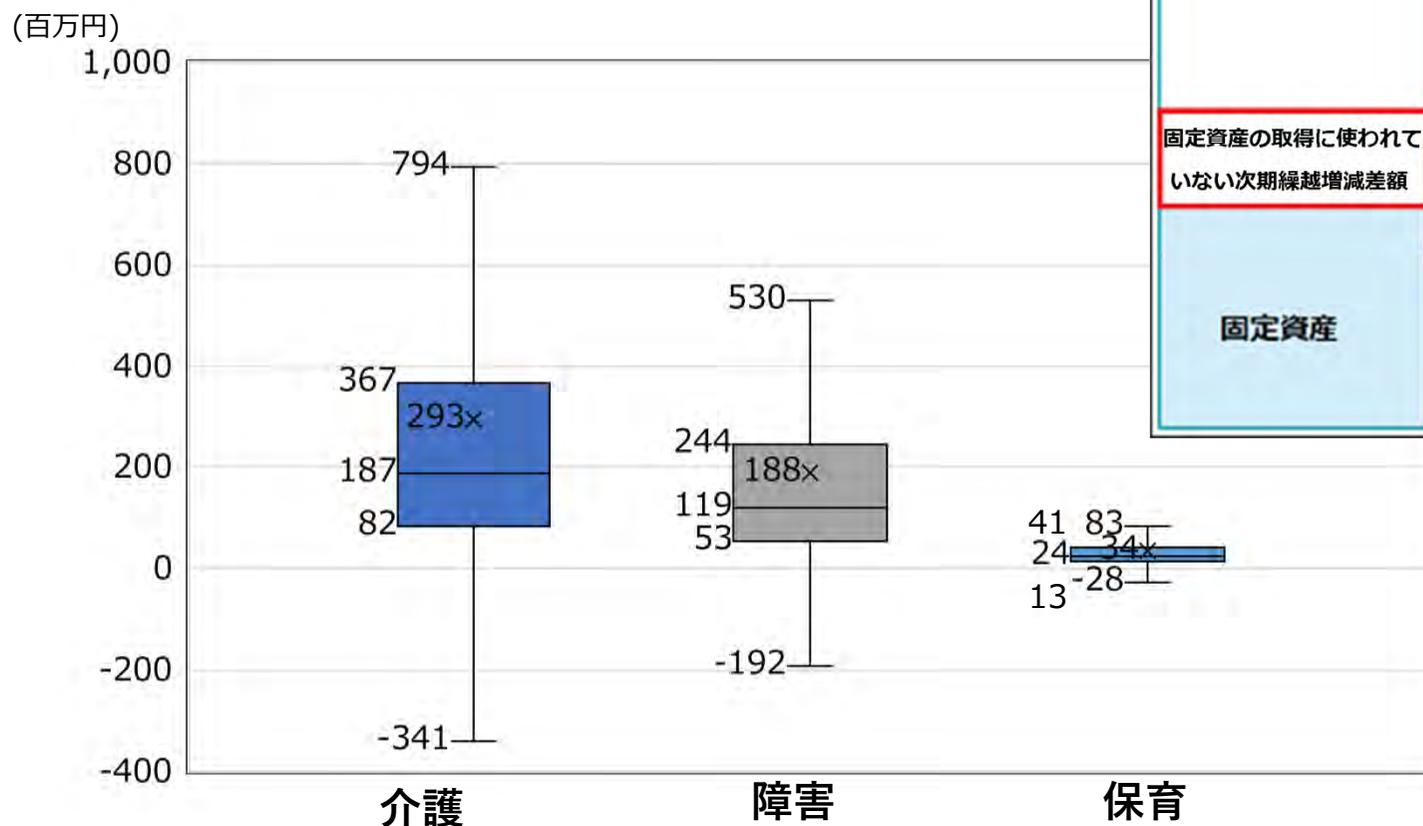
(参考) 現預金・積立金のばらつき (収益規模別・介護)



収益規模が大きくなるほどばらつきがみられる。障害と保育も同様の傾向となっている。

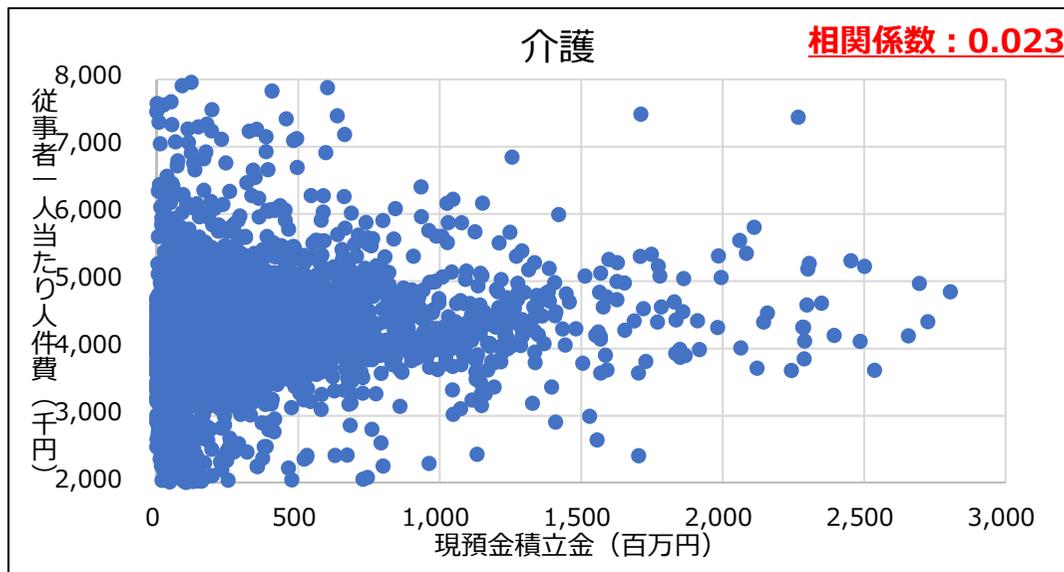
固定資産の取得に使われていない次期繰越活動増減差額

固定資産の取得に使われていない次期繰越活動増減差額
 = (固定負債 + 純資産) - 固定資産



固定資産は自己資金・補助金（純資産に計上）や借入金（固定負債に計上）で取得する。
 流動資産と流動負債を相殺し、「(固定負債 + 純資産) - 固定資産」を算出すると、固定資産の取得に使われていない次期繰越活動増減差額（≒毎年の利益の積み上げ）がどれくらいあるのかがわかる。
 保育は、ほかの事業と比べるとばらつきが少ない上、固定資産の取得に使われていない次期繰越増減差額も少ない。

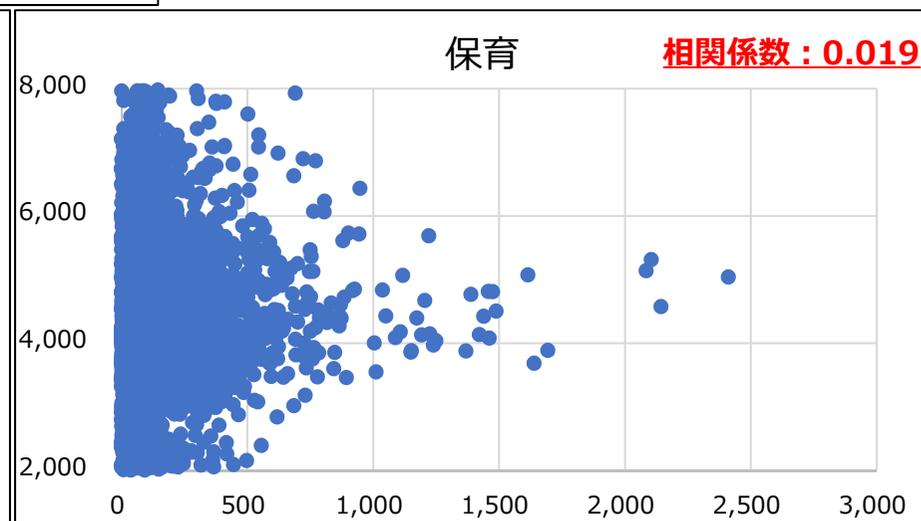
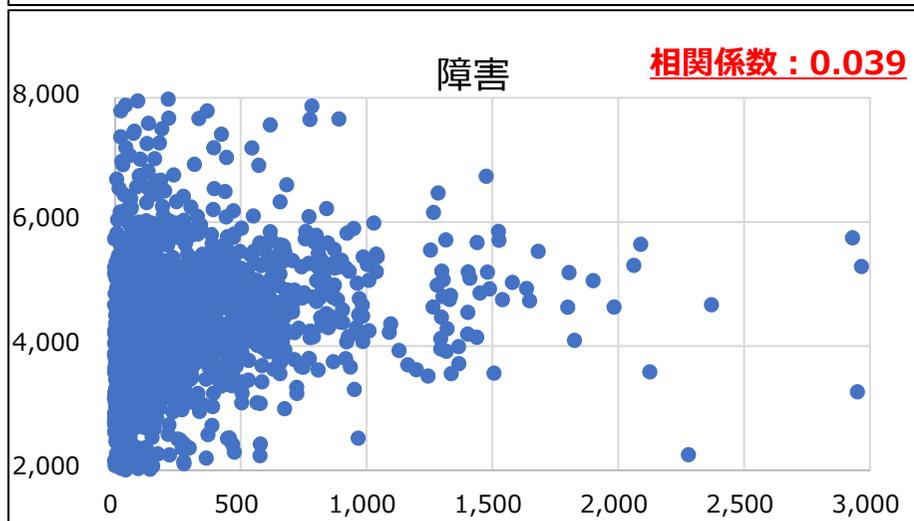
現預金・積立金と職員1人当たり人件費の関係



相関係数

相関係数は-1から1までの値を取り、以下のような特徴を持つ。

- (1) 正の相関が強いと相関係数が1に近づく
- (2) 負の相関が強いと相関係数が-1に近づく
- (3) 相関係数が1又は-1のときは完全相関という
- (4) 相関係数が0の付近は相関がないといえる



現預金・積立金と従事者1人当たり人件費の関係をみると、相関係数がいずれの事業でも0に近く、相関関係が認められない。これにより、「現預金・積立金の多寡に、従事者1人当たり人件費は寄与していない」（人件費を低く抑えて、その分の現預金・積立金を有しているわけではない）ということが言える。

現預金回転月数（事業別・収益規模別）

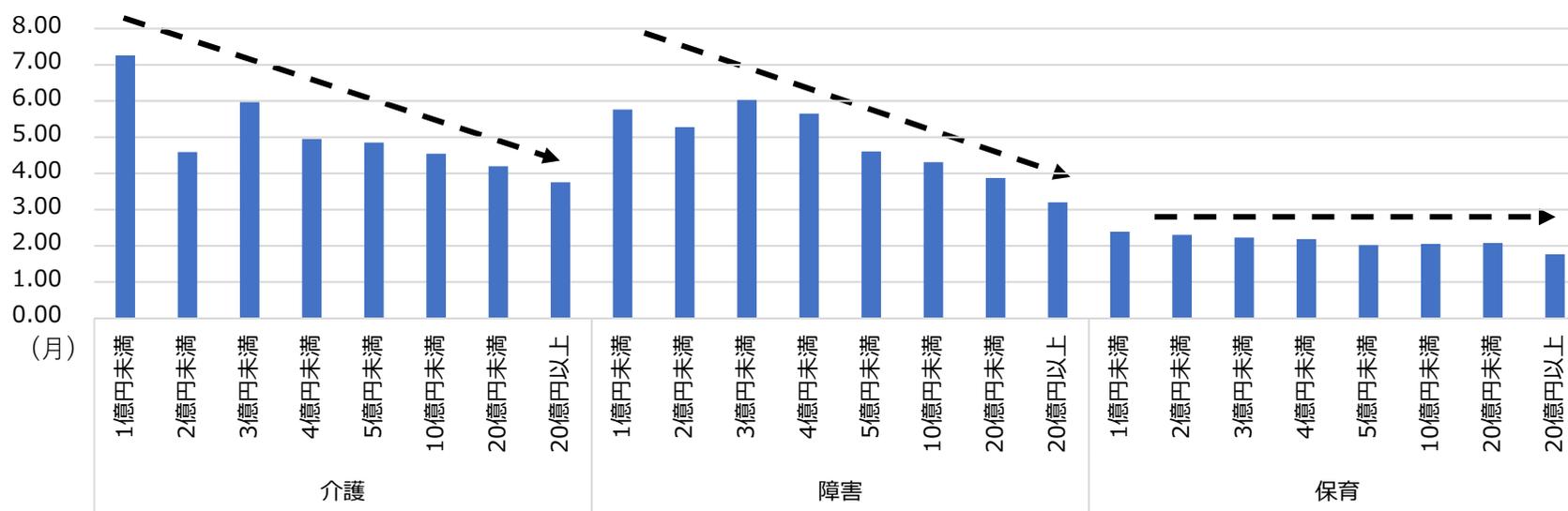
収益規模		介護	障害	保育
全体	月	4.43	4.57	2.18
1億円未満	月	7.26	5.76	2.38
2億円未満	月	4.59	5.27	2.30
3億円未満	月	5.97	6.02	2.22
4億円未満	月	4.95	5.65	2.18
5億円未満	月	4.85	4.60	2.01
10億円未満	月	4.54	4.31	2.05
20億円未満	月	4.19	3.87	2.07
20億円以上	月	3.75	3.20	1.76

※現預金回転月数は、1か月当たりの収益を算出し、法人が手元資金として何か月分の収益にあたる現預金を保有しているかを表す数値。

(算定式)

$$\text{現預金} \div (\text{サービス活動収益計} \div 12)$$

1か月当たりの収益



介護・障害は、収益規模が小さい場合、多くの月数分の現預金を所有しており、収益規模が大きくなるにつれて現預金が少ない月数分となる傾向がある。一方、保育はいずれの規模においても2か月程度の現預金となっている。

資金収支と現預金・積立金との関係①

○2019年度から2020年度の現預金・積立金の増減および2020年度の投機資金収支差額の状況によりグループ化

		2020年度当期資金収支差額の状況	
		プラス (A)	マイナス (B)
未からの現預金・積立金の増減の状況	2020年度末における2019年度末からの増加 (a)	<p>n=7,551</p>	<p>n=1,370</p>
	減少 (b)	<p>n=1,656</p>	<p>n=2,507</p>

2020年度当期資金収支差額と2019年度からの現預金・積立金増減の状況に応じてグループ化したところ、当期資金収支差額がプラスかつ現預金・積立金が前年度から増加した法人 (A a 欄) や、当期資金収支差額がマイナスかつ前年度から現預金・積立金が減少した法人 (B b 欄) が大半である。一方、この傾向とは異なる動きをしているグループも少なからずあり、それらのグループに収益規模や実施事業などの共通点が見られないことから、一律に収支だけで現預金・積立金の増減を測ることが適当ではないことがわかる。

資金収支と現預金・積立金との関係②

○2か年度同一法人の貸借対照表における1法人当たり増減額(2020-2019)

単位：千円

値	全体 (n=13,084)	当期資金収支差額プラス (n=9,207)		当期資金収支差額マイナス (n=3,877)			
		現預金・積立金 増加 (n=7,551)	現預金・積立金 減少 (n=1,656)	現預金・積立金 増加 (n=1,370)	現預金・積立金 減少 (n=2,507)		
資金収支計算書_当期資金収支差額合計	7,208	19,374	20,543	14,041	△ 21,684	△ 16,328	△ 24,611
現金預金+その他の積立金	10,027	19,043	29,022	△ 26,458	△ 11,384	20,637	△ 28,883
流動資産	8,240	17,379	20,848	1,561	△ 13,465	2,665	△ 22,279
うち現金預金	6,980	15,476	20,556	△ 7,690	△ 13,194	3,702	△ 22,426
うち事業未収金	295	600	172	2,550	△ 428	△ 1,501	159
うち未収補助金	850	852	△ 225	5,767	844	1,539	464
固定資産	12,399	6,423	2,938	22,318	26,589	37,656	20,542
うち基本財産	6,719	2,222	△ 3,915	30,205	17,398	10,622	21,101
うち土地	2,631	2,198	1,585	4,990	3,658	1,854	4,644
うち建物	5,108	1,138	△ 4,368	26,242	14,536	10,403	16,795
うちその他の固定資産	5,680	4,201	6,852	△ 7,887	9,191	27,033	△ 559
うち退職給付引当資産	556	569	573	553	524	532	519
資産の部合計	20,638	23,802	23,786	23,879	13,124	40,320	△ 1,738
流動負債	1,380	△ 874	1,047	△ 9,634	6,731	17,720	727
うち短期運営資金借入金	59	△ 790	△ 666	△ 1,352	2,073	4,553	717
うち事業未払金	546	△ 365	415	△ 3,918	2,708	6,377	703
うち1年以内返済予定設備資金借入金	155	703	505	1,608	△ 1,148	△ 1,088	△ 1,180
固定負債	3,968	3,975	2,365	11,319	3,952	8,043	1,716
うち設備資金借入金	103	△ 873	△ 3,156	9,537	2,418	6,000	461
うち長期運営資金借入金	2,764	3,712	4,373	695	513	1,157	161
純資産の部	15,191	20,611	20,262	22,204	2,320	14,493	△ 4,331
うち国庫補助金等特別積立金	1,448	483	△ 2,297	13,161	3,740	3,678	3,775
うちその他の積立金	3,047	3,568	8,466	△ 18,768	1,809	16,935	△ 6,456
うち次期繰越活動増減差額	10,194	15,873	13,503	26,678	△ 3,291	△ 6,106	△ 1,753
負債及び純資産の部合計	20,539	23,713	23,674	23,889	13,003	40,255	△ 1,889

収支が現預金・積立金の増減と一致していない理由としては、短期借入金の増減や未収金・未払金の増減などが挙げられる。
当期資金収支差額がマイナスで前年度から現預金・積立金が増加している法人は、短期借入金や事業未払金がとくに増加している。

第2回

子ども・子育て支援制度における 継続的な見える化に関する 有識者会議

～ 私学事業団での取り組みについて～

令和5年3月6日（月）

日本私立学校振興・共済事業団の概要

組 織 名	日本私立学校振興・共済事業団 (略称：私学事業団)
設 立 年 月 日	1998 (平成10) 年1月1日
設 立 根 拠 法	日本私立学校振興・共済事業団法 (平成9年法律第48号)
法 人 格	特殊法人 (共済組合類型法人)
主 務 大 臣	文部科学大臣
資 本 金	1,086億7,786.3万円 (2022年3月31日現在、全額政府出資)
理 事 長	福原 紀彦 (2022年7月1日就任)
職 員 数	1,346名 (2022年4月1日現在)
運 営 基 本 理 念	私たち日本私立学校振興・共済事業団は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、 <u>私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定</u> に寄与するとともに、 <u>教職員の福利厚生</u> の充実を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

私学事業団の主な業務

助成業務（九段事務所）

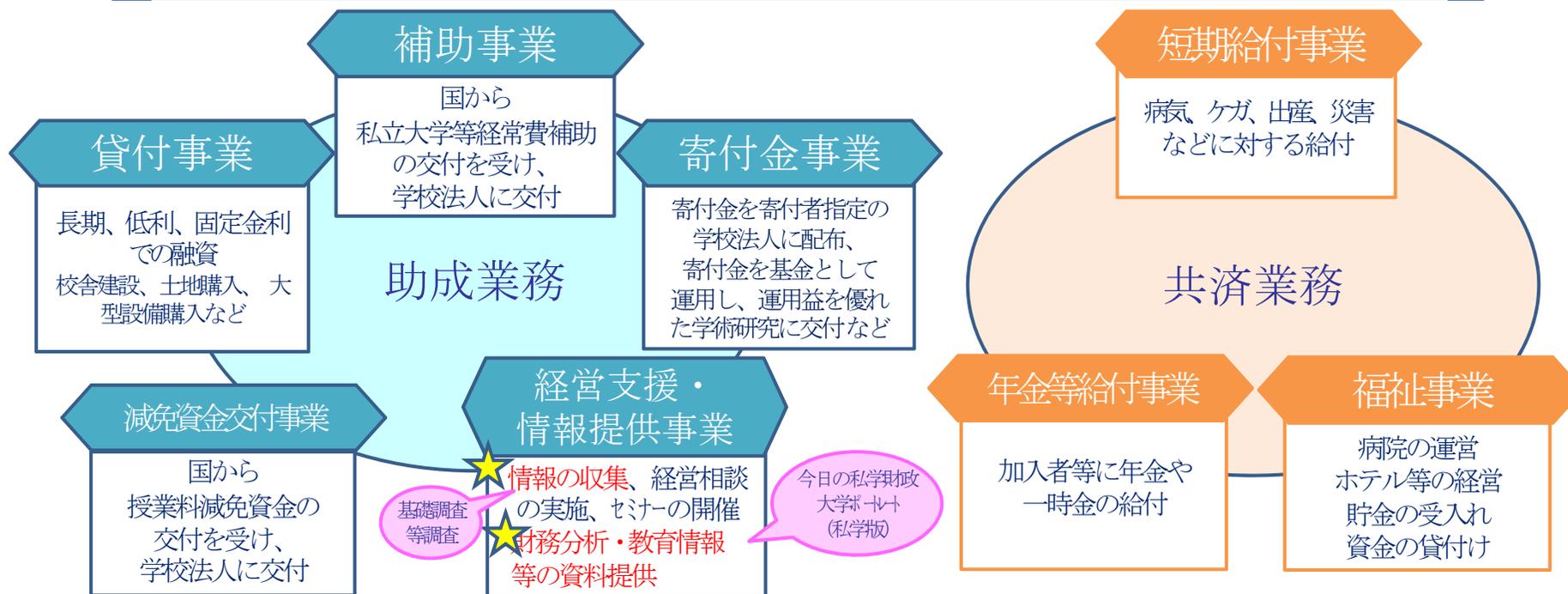
私学助成など私立学校に対する支援に必要な業務を総合的に実施

教育と研究の充実、向上及び経営の安定

共済業務（湯島事務所）

私立学校に勤務する教職員等の福利厚生の実現を図る

私立学校への支援(助成業務)と教職員への福利厚生(共済業務)を一体的・総合的に行うことにより、効率的・効果的に私学振興を推進



『学校法人等基礎調査』

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人の資産等の状況を明らかにすることにより、私学事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的とする

調査対象

特別支援学校、幼稚園、認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）、専修学校又は各種学校を設置する「学校法人」、
「その他の法人※」及び「個人」を対象とする

※「その他の法人」とは、学校法人以外の「社会福祉法人」、「財団法人」、「医療法人」、「宗教法人」、
「株式会社」等の法人のうち、学校を設置している法人を指す

調査内容

管理運営	法人の概要、設置学校等一覧
教育条件	教員・職員数、生徒・児童・園児数等
財務状況	資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表

※その他法人・個人の財務状況は、資金収支計算書のみ提出

提出状況

【令和3年度調査】

区分	調査対象法人等数	提出法人等数	提出率
特別支援学校法人	12	12	100.0%
幼稚園法人	5,347	4,901	91.7%
専修・各種学校法人	1,065	941	88.4%
その他法人	4,530	3,169	70.0%
個人立の学校	900	449	49.9%
計	11,854	9,472	79.9%

調査方法

都道府県に調査を依頼
紙の調査票を都道府県で取りまとめ、
事業団へ提出
データエントリー業務を外部委託し、データ化

調査結果

- ・私学事業団等業務の基礎・参考資料
- ・私学関係予算要求等のための資料
- ・『今日の私学財政』刊行物

『学校法人等基礎調査』の様式①

調査票区分1

文部科学省が実施する学校基本調査の数字を基に記入してください

【学校の概要】

学校名					学校種・課程 H:特別支援学校 G:幼稚園・認定こども園 N:専修学校専門課程 P:専修学校高等課程 Q:専修学校一般課程 R:各種学校	校長・園長氏名				
学校所在地	都道府県	市区町村	※丁目・番(地)・号は算用数字及び「-」(ハイフン)で入力してください			所在地区分	元号	年	月	日
	法人所在地と 1:異なる 2:同じ						学校設置認可年月日			
教職員数 在籍生徒・園児数	本務教員	兼務教員	本務職員	収容定員数	認可クラス数 (クラス)	在籍生徒・園児数	郵便番号	-		
	人	人	人	人		人				
その他	男女校種		休校・廃止等とその事由		休校・廃止等年月		市外	市内		
	1:男子校 2:女子校 3:男女共学		1:廃止 2:休校・募集停止 4:合併・分離		元号 年 月		電話番号	- -		
	幼稚園・認定こども園種別 幼稚園・認定こども園のみ記入		職業実践専門課程の有無 専修学校専門課程のみ記入		分野 (複数入力可) 専修学校のみ記入					
1:幼稚園(私学助成のみ) 2:幼稚園(施設型給付) 3:認定こども園(幼稚園型) 4:認定こども園(幼保連携型)		1:職業実践専門課程有 2:職業実践専門課程一部有 3:職業実践専門課程無		01:工業 05:教育・社会福祉 02:農業 06:商業実務 03:医療 07:服飾・家政 04:衛生 08:文化・教養						

- 1: 幼稚園 (私学助成のみ) 2: 幼稚園 (施設型給付)
3: 認定こども園 (幼稚園型) 4: 認定こども園 (幼保連携型)

※個別番号を付すため、学校法人、その他法人、個人の区別は可能

『学校法人等基礎調査』の様式②

調査票区分2

資金収支計算書（収入の部）

法人等名		調査票区分 2	
		整理番号	
(令和3年4月1日～令和4年3月31日 単位:円)			
区 分	000		Y00
	総 計	学校法人部門	
a 学生生徒等納付金収入			
内 訳	(1) 授業料収入		
	(2) 入学金収入		
	(3) 施設整備資金収入		
	(4) 施設等利用給付費収入		
	(5) 施設型給付費収入		
	(6) その他(1)～(5)以外の収入		
b 手数料収入			
内 訳	(1) 入学検定料収入		
	(2) その他(1)以外の収入		
c 寄付金収入			
d 補助金収入			
内 訳	(1) 国庫補助金収入		
	(2) 地方公共団体補助金収入		
	① 授業料等減免費負担金収入（専修学校のみ）		
	② ①以外の地方公共団体補助金収入		
	(②のうち、学費負担軽減目的補助金)		
(3) 施設型給付費収入			
e 資産売却収入			
f 付随事業・収益事業収入			
内 訳	(1) 施設等利用給付費収入		
	(2) その他(1)以外の収入		
g 受取利息・配当金収入			
h 雑収入			
i 借入金等収入			
内 訳	(1) 長期借入金収入		
	(2) 短期借入金収入		
	(3) 学校債収入		
j 計			
k 前受金収入			
l その他の収入			
m 資金収入調整勘定			
n 前年度繰越支払資金			
収入の部合計 (A)			

学校法人は必ず記入してください。
その他の法人及び個人については特に記入する必要はありません。

調査票区分3

資金収支計算書（支出の部）

法人等名		調査票区分 3	
		整理番号	
(令和3年4月1日～令和4年3月31日 単位:円)			
区 分	000		Y00
	総 計	学校法人部門	
a 人件費支出			
内 訳	(1) 教員人件費支出		
	本務教員 (うち所定福利費) 兼務教員		
内 訳	(2) 職員人件費支出		
	本務職員 (うち所定福利費) 兼務職員		
内 訳	(3) 役員報酬支出		
	(4) 退職金支出		
	(5) その他(1)×(2)×(3)×(4)以外の支出		
	b 教育研究(管理)経費支出		
	c 借入金等利息支出		
d 借入金等返済支出			
e 施設関係支出			
内 訳	(1) 土地支出		
	(2) 建物支出		
	(3) 構築物支出		
	(4) その他(1)×(2)×(3)以外の支出		
f 設備関係支出			
内 訳	(1) 教育研究用機器備品支出		
	(2) 図書支出		
	(3) その他(1)×(2)以外の支出		
g 計			
h 資産運用支出			
i その他の支出			
j 資金支出調整勘定			
k 翌年度繰越支払資金			
支出の部合計 (A)			
収支差額(その他の法人・個人のみ)			

学校法人は必ず記入してください。
その他の法人及び個人については特に記入する必要はありません。

『学校法人等基礎調査（参考）』

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園の記入について

下表を参考にして社会福祉法人会計の勘定科目に対応する科目欄に記入してください

【社会福祉法人会計基準】		【学校法人会計基準】		
資金収支計算書<事業活動による収入>		調査票区分2・資金収支計算書(収入の部)		
大区分	中区分	小区分	区分	備考
保育事業収入	施設型給付費収入	施設型給付費収入	d 補助金収入	(3)施設型給付費収入
	利用者負担金収入	利用者負担金収入	a 学生生徒等納付金収入	(6)その他
	特例施設型給付費収入	特例施設型給付費収入	d 補助金収入	(2)地方公共団体補助金収入
	地域型保育給付費収入	地域型保育給付費収入	d 補助金収入	(2)地方公共団体補助金収入
	利用者負担金収入	利用者負担金収入	a 学生生徒等納付金収入	(6)その他
	特例地域型保育給付費収入	特例地域型保育給付費収入	d 補助金収入	(2)地方公共団体補助金収入
	利用者負担金収入	利用者負担金収入	a 学生生徒等納付金収入	(6)その他
	利用者等利用料収入	利用者等利用料収入(公費) 利用者等利用料収入(一般) その他の利用料収入	a 学生生徒等納付金収入	(6)その他
	私的契約利用料収入		f 付随事業・収益事業収入	(2)その他
	その他の事業収入	補助金事業収入 委託事業収入 施設等利用費収入 その他の事業収入	f 付随事業・収益事業収入	(2)その他 (1)施設等利用給付費収入 (2)その他
借入金利息補助金収入		d 補助金収入	交付主体により(1)国庫補助金収入、 (2)地方公共団体補助金収入に区分	
経常経費寄付金収入		c 寄付金収入		
受取利息配当金収入		g 受取利息・配当金収入		
その他の収入	受入研修費収入		f 付随事業・収益事業収入	(2)その他
	利用者等外給食費収入			
	雑収入		h 雑収入	
流動資産評価益等による 資金増加額	有価証券売却益		e 資産売却収入	
	有価証券評価益 為替差益		該当なし	記入不要

【社会福祉法人会計基準】		【学校法人会計基準】		
資金収支計算書<施設整備等による収入>		調査票区分2・資金収支計算書(収入の部)		
大区分	中区分	小区分	区分	備考
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		d 補助金収入	交付主体により(1)国庫補助金収入、 (2)地方公共団体補助金収入に区分
施設整備等寄付金収入	施設整備等寄付金収入		c 寄付金収入	
設備資金借入金収入	設備資金借入金元金償還寄付金収入		i 借入金等収入	(1)長期借入金収入
固定資産売却収入	車両運搬具売却収入		e 資産売却収入	
	器具及び備品売却収入			
	〇〇売却収入			
その他の施設整備等による収入	〇〇収入		h 雑収入	該当する場合のみ記入

【社会福祉法人会計基準】		【学校法人会計基準】		
資金収支計算書<その他の活動による収入>		調査票区分2・資金収支計算書(収入の部)		
大区分	中区分	小区分	区分	備考
長期運営資金借入金元金償還寄付金収入			e 寄付金収入	
長期運営資金借入金収入			i 借入金等収入	(1)長期借入金収入
長期貸付金回収収入			j その他の収入	記入不要
投資有価証券売却収入			e 資産売却収入	
積立資産取崩収入			i その他の収入	記入不要
事業区分間長期借入金収入			該当なし	記入不要
サービス区分間繰入金収入				
その他の活動による収入	〇〇収入		i その他の収入	記入不要

【社会福祉法人会計基準】		【学校法人会計基準】		
資金収支計算書<事業活動による支出>		調査票区分3・資金収支計算書(支出の部)		
大区分	中区分	小区分	区分	備考
人件費支出	役員報酬支出			(3)役員報酬支出
	役員退職慰労金支出			(4)退職金支出
	職員給料支出		a 人件費支出	(2)職員人件費支出の本務職員に記入
	職員賞与支出			(2)職員人件費支出の兼務職員に記入
	非常勤職員給与支出			※報酬・委託・手数料として認識するため
	派遣職員費支出		b 教育研究(管理)経費支出	(4)退職金支出
	退職給付支出			(2)職員人件費支出の本務職員及び、本務職員(うち所定福利費)に記入
法定福利費支出		a 人件費支出		
事業費支出	給食費支出		b 教育研究(管理)経費支出	
	雑支出			
事務費支出	福利厚生費支出		b 教育研究(管理)経費支出	
	雑支出			
利用者負担軽減額			b 教育研究(管理)経費支出	※実学費として認識するため
支払利息支出			c 借入金等利息支出	
その他の支出	利用者等外給食費支出		b 教育研究(管理)経費支出	
	雑支出			
流動資産評価損等による 資金減少額	有価証券売却損		b 教育研究(管理)経費支出	※雑支出として認識するため
	資産評価損	有価証券評価損 〇〇評価損	該当なし	記入不要
	為替差損			
	徴収不能額			

【社会福祉法人会計基準】		【学校法人会計基準】		
資金収支計算書<施設整備等による支出>		調査票区分3・資金収支計算書(支出の部)		
大区分	中区分	小区分	区分	備考
設備資金借入金元金償還支出			d 借入金等返済支出	
固定資産取得支出	土地取得支出		e 施設関係支出	(1)土地支出
	建物取得支出			(2)建物支出
	車両運搬具取得支出			(3)その他
	器具及び備品取得支出		f 設備関係支出	※用途に応じて、次のとおり区分 (1)教育研究用機器備品支出 (2)図書支出 (3)その他
	〇〇取得支出			※形態に応じて区分
固定資産売却・廃棄支出			該当なし	記入不要
ファイナンス・リース債務の返済支出			d 借入金等返済支出	
その他の施設整備等による支出	〇〇支出		e 施設関係支出 f 設備関係支出	※形態に応じて区分

【社会福祉法人会計基準】		【学校法人会計基準】		
資金収支計算書<その他の活動による支出>		調査票区分3・資金収支計算書(支出の部)		
大区分	中区分	小区分	区分	備考
長期運営資金借入金元金償還支出			d 借入金等返済支出	
長期貸付金支出			i その他の支出	記入不要
投資有価証券取得支出			h 資産運用支出	
積立資産支出			i その他の支出	
事業区分間長期貸付金支出			該当なし	記入不要
サービス区分間繰入金支出				
その他の活動による支出	〇〇支出		i その他の支出	記入不要

『学校法人基礎調査』

調査の目的

学校法人の設置する私立学校の管理運営体制、教育研究条件、財務状況等を把握することにより、私学事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等のための資料並びに大学ポータルサイトの公表情報とし、併せて学校法人の経営に資することを目的とする

調査対象

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校を設置する学校法人

調査方法

webシステム（e-マネージャ）で提出

調査内容

管理運営	学校法人の概要、設置学校一覧、学校等のキャンパス一覧、設置学部課程一覧、設置学科一覧、役員数・役員個人票 など
教育条件	学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数、学年別中途退学者数等、卒業生数及び卒業生進路状況、卒業生進路状況うち就職者分類、土地面積、建物面積及び図書館（室）、教員・職員数、大学等専任教員等・個人票、大学等専任職員・個人票、学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金、その他の徴収金（後援会費、同窓会費等） など
財務状況	資金収支計算書、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、寄付金内訳表、貸借対照表、借入金等残高内訳表、計算書類記載事項、収益事業 など
教育情報	学校・学部等の特色、学校・学部等での学び、国際交流、進路・就職情報、様々な取組、学費・経済的支援、入試・学生情報、教員情報、学問領域、取得可能な資格等に係る情報

提出状況

【令和3年度調査】

区分	調査対象法人数	提出法人数	提出率
大学法人	571	571	100.0%
短大・高専法人	99	99	100.0%
高校～小学校法人	790	779	98.6%
計	1,460	1,449	99.2%

調査結果

- ・私学事業団等業務の基礎・参考資料
- ・私学関係予算要求等のための資料
- ・『今日の私学財政』『入学志願動向』『私立大学・短期大学教育の現状』などの公表・刊行物
- ・大学ポータルサイトの公表情報

『今日の私学財政』①

今財とは

財務データを集計し、私立学校の収入及び支出の実態並びに資産の状況等を明らかにしたものであり、国又は地方公共団体においては、私立学校に関する諸施策を推進するための基礎資料として、学校法人等においては財務運営の参考として広く活用

刊行単位	発行時期
大学・短期大学編 (CD)	12月下旬
高等学校・中学校・小学校編 (CD)	1月下旬
幼稚園・特別支援学校編 (冊子)	翌年度8月下旬
専修学校・各種学校編 (冊子)	翌年度8月下旬



幼稚園編の集計について

- ◆ 集計単位：幼稚園法人
幼稚園部門

※上記単位ごとの集計のほか、都道府県別、設置者別の集計も掲載

5 年 連 続 貸 借 対 照 表
— 幼 稚 園 法 人 —

(単位：千円)

項目	2年 前 度			2年 前 年 度			3年 前 年 度			前 年 度			2年 前 年 度		
	金額	増減比率	前年比												
資本金	5,817,000			5,813,000			4,888,000			4,885,000			4,880,000		
総資産	2,574,531,731	76.9	100.0	2,669,734,943	76.7	103.7	2,706,339,931	76.8	103.1	2,734,768,341	76.6	107.0	2,812,437,760	76.2	109.2
総負債	2,131,676,025	84.3	100.0	2,232,529,323	84.2	103.8	2,237,611,176	84.0	104.0	2,296,409,332	83.9	106.7	2,342,071,707	83.4	106.8
純資産	442,855,706	17.1	100.0	437,205,620	17.0	100.0	468,728,755	17.1	103.0	438,359,009	17.0	100.0	470,366,053	17.1	102.3
総資産	948,897,742	29.6	100.0	1,049,216,668	30.2	106.1	1,064,254,829	30.2	107.6	1,089,549,746	30.3	110.2	1,123,273,313	30.4	113.9
総負債	37,412,121	1.7	100.0	40,847,248	1.7	109.0	43,311,213	1.8	110.5	47,059,327	1.9	110.8	49,939,013	1.9	112.8
教育研究(管理)経費	36,324,974	1.1	100.0	37,642,503	1.1	104.3	37,988,866	1.1	103.5	37,708,004	1.0	104.4	38,418,717	1.1	109.1
その他の固定資産	33,996,149	1.6	100.0	32,230,563	1.5	97.3	41,527,807	1.7	113.9	42,604,989	1.7	113.9	46,746,237	1.5	109.1
特定資産	284,673,911	7.8	100.0	272,312,222	7.8	104.1	284,486,866	8.1	108.9	298,326,790	8.3	113.9	316,621,064	8.4	118.6
退職給付引当金	23,068,873	0.7	100.0	25,379,771	0.7	105.4	23,238,879	0.7	96.5	23,566,330	0.7	100.4	27,956,271	0.8	116.1
その他の固定資産	237,605,037	7.1	100.0	246,932,450	7.1	103.9	261,247,987	7.4	110.1	272,760,460	7.6	114.8	282,495,787	7.7	118.9
その他の固定資産	161,187,792	4.8	100.0	164,907,898	4.7	102.3	164,903,909	4.7	101.8	160,829,199	4.5	99.8	159,514,019	4.3	99.2
前払資産	49,254,495	2.1	100.0	70,439,641	2.0	102.0	74,202,760	2.1	107.2	73,002,834	2.0	104.4	68,200,877	1.8	98.1
繰上資産	15,988,366	0.8	100.0	16,199,713	0.8	101.3	12,648,908	0.4	79.2	12,842,014	0.5	78.7	14,387,603	0.4	88.6
繰上負債	1,193,017	0.1	100.0	3,081,899	0.1	95.0	3,843,469	0.1	91.7	5,217,036	0.1	124.4	4,351,918	0.1	99.0
その他	71,743,374	2.1	100.0	74,086,827	2.1	103.3	73,643,884	2.1	102.2	70,037,365	1.9	97.6	73,337,622	2.0	103.1
純負債	771,809,206	23.1	100.0	810,686,117	23.5	105.0	818,447,371	23.2	106.6	841,404,142	23.4	109.0	880,193,148	23.4	111.7
繰上負債	673,063,287	20.1	100.0	701,881,716	20.2	104.3	712,640,631	20.2	105.9	722,188,972	20.1	107.3	738,649,199	20.1	112.7
繰上資産	42,410,016	1.4	100.0	44,018,832	1.0	110.4	42,786,457	1.4	114.0	74,336,166	2.0	100.8	73,987,790	2.0	114.7
繰上負債	1,802,840	0.1	100.0	3,261,236	0.1	108.8	3,991,334	0.0	88.3	4,894,834	0.1	105.1	4,448,431	0.0	80.4
繰上資産	31,758,169	1.0	100.0	31,820,318	0.9	100.1	32,730,476	0.9	103.0	32,787,442	0.9	103.1	31,244,441	0.8	98.3
繰上負債	10,623,344	0.3	100.0	9,437,930	0.3	89.6	8,738,773	0.2	82.2	13,204,444	0.4	124.3	14,834,240	0.1	139.8
繰上資産	3,340,376,937	100.0	100.0	3,479,861,669	100.0	104.0	3,524,817,326	100.0	103.3	3,593,469,883	100.0	107.2	3,692,613,098	100.0	110.1

『今日の私学財政』②

幼稚園編の掲載内容①

集計結果の概要

幼稚園数・園児数の状況

- ・国公立別及び私立のうち集計数（10年分）

幼稚園法人の財政状態

- ・貸借対照表の主な科目について、1法人当たりの金額及び構成割合（10年分）

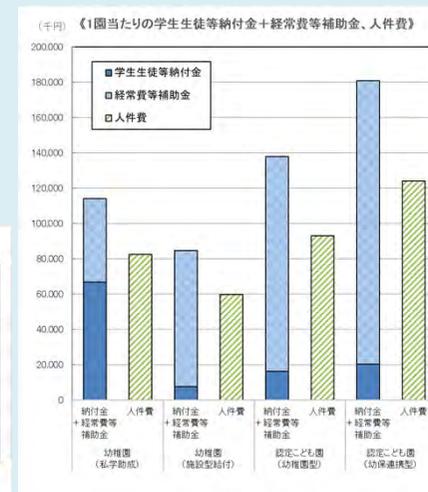
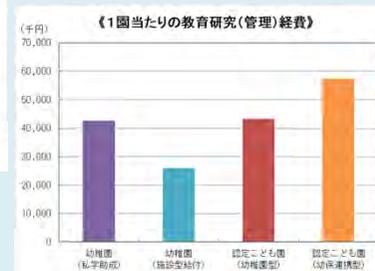
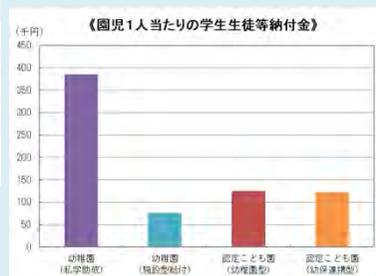
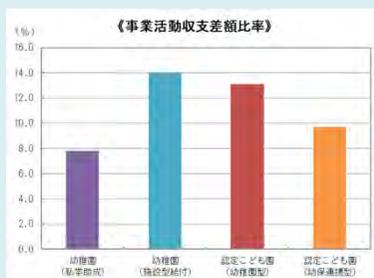
幼稚園法人及び幼稚園部門の事業活動収支状況

- ・事業活動収支計算書の主な科目について、1法人・1園当たりの金額及び構成割合（10年分）
- ・事業活動収支差額比率がプラスまたはマイナスの法人・幼稚園数及び集計法人数に対する割合（5年分）
- ・事業活動収支差額比率、園児1人当たりの学生生徒等納付金、教職員1人当たりの人件費について、地域別の当該年度及び5年前の金額等
- ・主な科目及び財務比率について、都道府県別1園当たりの金額等
- ・集計園数、園児数計、専任教職員数計、事業活動収支差額比率、園児1人当たりの学生生徒等納付金、1園当たりの学生生徒等納付金、経常費等補助金、人件費、教育研究（管理）経費の設置区分別の金額等

『今日の私学財政』③

参 考

区分	集計園数	園児数計	専任教職員数計	事業活動収支差額比率	1園当たり				
					園児1人当たり 学生生徒等納付金	学生生徒等納付金	経常費等補助金	人件費	教育研究(管理)経費
幼稚園 (私学助成のみ)	3,331 ^(園)	577,117 ^(人)	48,705 ^(人)	7.8 ^(%)	385 ^(千円)	66,729 ^(千円)	47,139 ^(千円)	82,255 ^(千円)	42,641 ^(千円)
幼稚園 (施設型給付)	953	92,506	11,234	14.0	76	7,347	77,296	59,698	26,076
認定こども園 (幼稚園型)	1,010	129,559	16,926	13.1	126	16,139	121,691	92,948	43,208
認定こども園 (幼保連携型)	1,484	243,827	37,280	9.7	122	20,061	160,629	123,983	57,418



『今日の私学財政』④

幼稚園編の掲載内容②

利用の手引き

財務比率等の解説と度数分布

- ・貸借対照表関係比率
- ・事業活動収支計算書関係比率
- ・その他（収容定員充足率、園児等1人当たりの納付金収入、専任教員または職員一人当たりの人件費支出、専任教員1人当たりの園児等数）

集計結果

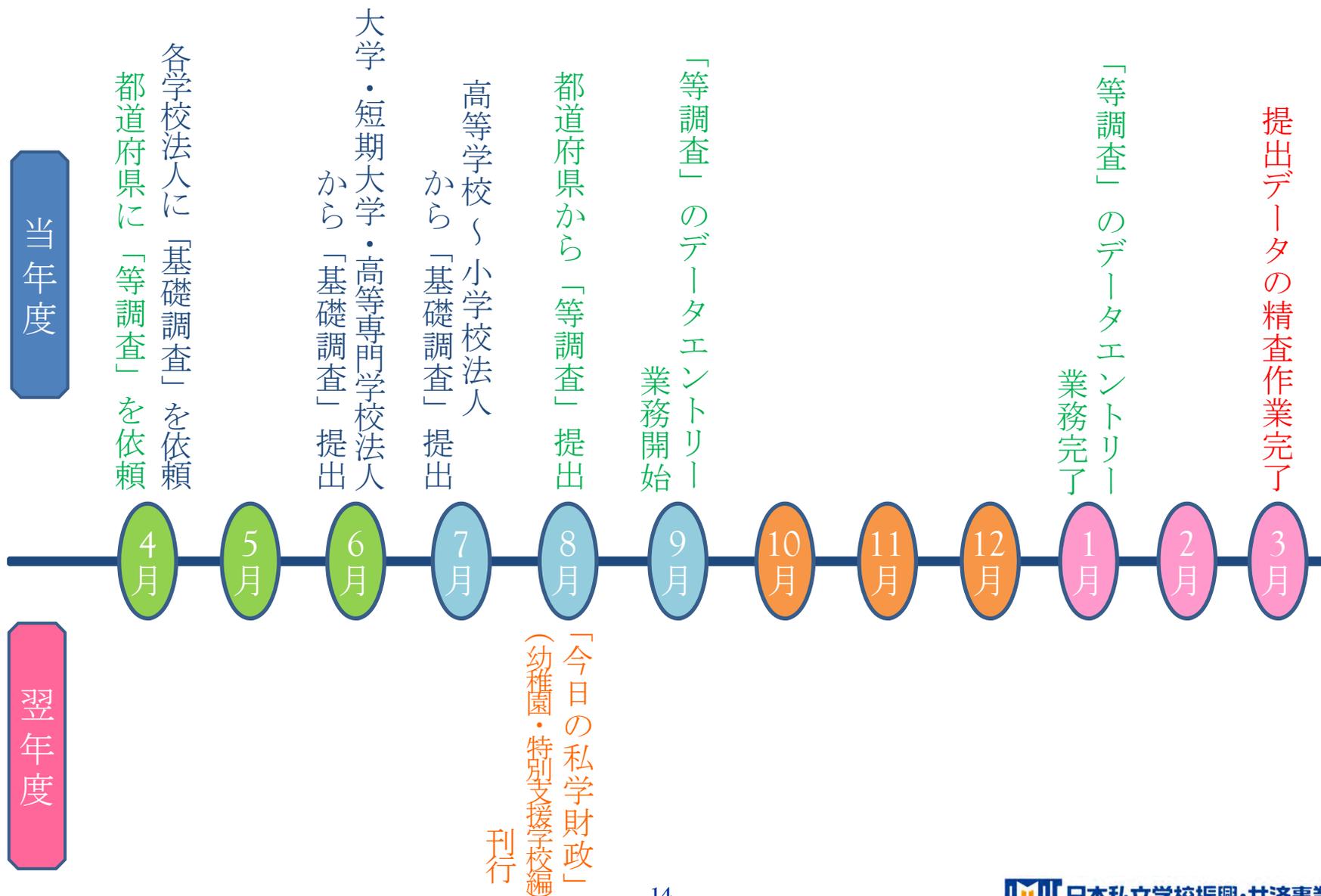
幼稚園法人

貸借対照表	5カ年連続 都道府県別
事業活動収支計算書	
財務比率表	
資金収支計算書	5カ年連続

幼稚園部門

事業活動収支計算書	5カ年連続 設置者別 都道府県別
財務比率表	5カ年連続 都道府県別
資金収支計算書	5カ年連続 設置者別

データ収集から冊子刊行までのスケジュール



幼稚園・認定こどもの調査等に関する今後について

社会福祉法人の学校法人会計への読み替えについて

全日本私立幼稚園連合会との連携について

大学ポートレート

大学の情報の公表を求める社会的要請等を背景に、文部科学省に設置された「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の提唱により、大学団体、認証評価機関等から構成される「大学ポートレート運営会議」において審議された運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営するもの

目的

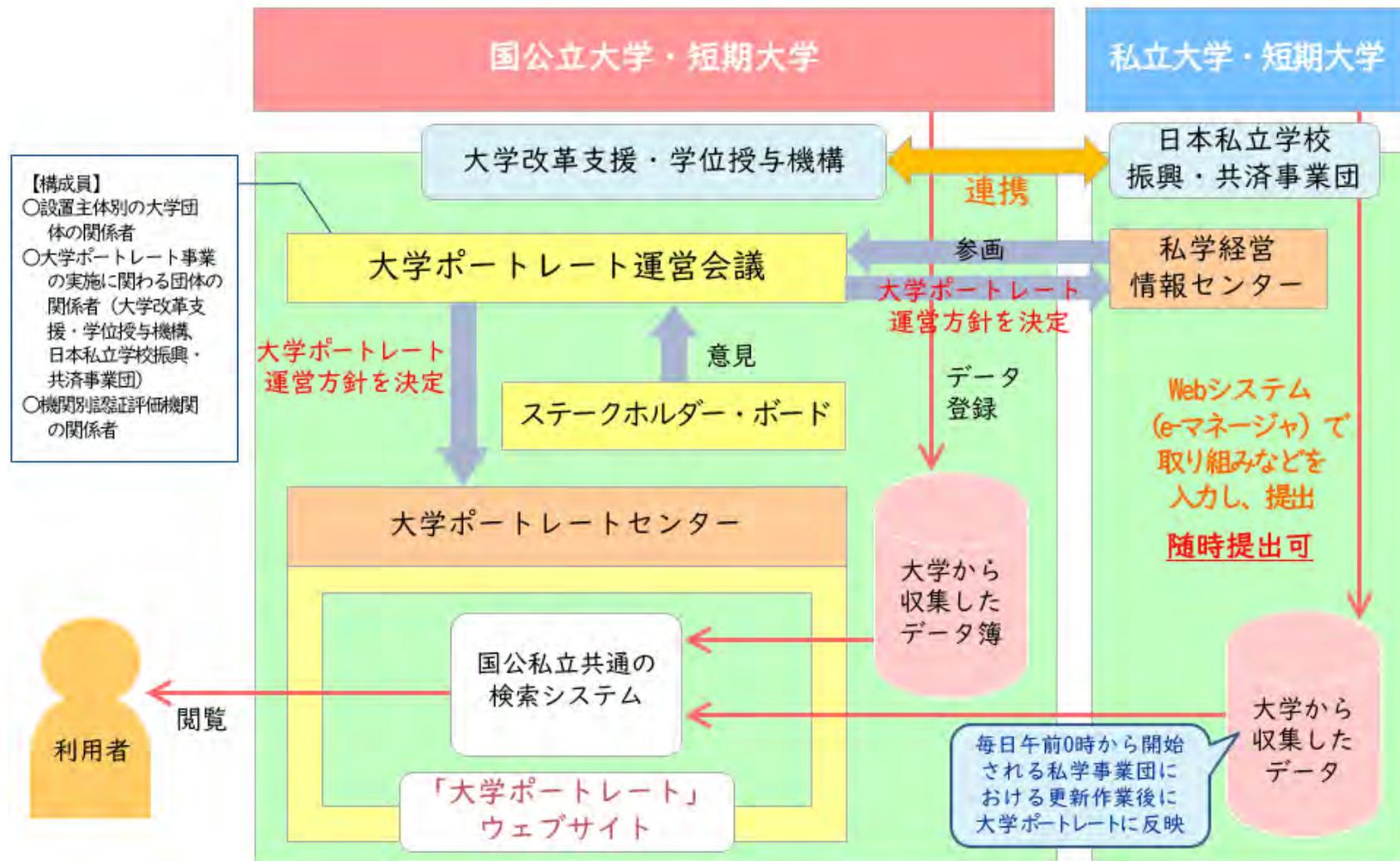
- ▶ 大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウントビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る
- ▶ 大学が自ら活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保障システムの強化を図る
- ▶ 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る

各大学の大学
ポートレート
への参加は
任意です

大学を比較するものではありません。
それぞれの大学がどのような個性・特色を有しているのか、
どのような教育が行われているのかを把握するためのツールです。

【公表される教育情報は、大学自らが責任を持って提供する情報】

大学ポートレートの公表体制



大学ポートレート（私学版）①

私立の大学・短期大学がもっと分かる！
大学ポートレート



生徒の“好き”や“なりたい”をかなえるために。
大学選びには**大学ポートレート(私学版)**をご利用ください。

先生から自分の好きな学びがある大学や、なりたい職業を目指す大学・学部を教えてもらえたら、それは生徒にとってすごく幸せなことです。でも、日本全国に900以上もある私立大学と短大の特色や魅力を知って、その子にベストな大学をアドバイスするのは難しいから、Webサイト“大学ポートレート(私学版)”をつくりました。このWebサイトの検索ページで“好きなこと”や“なりたい職業”などの興味や目的で検索すれば、今まで知らなかった大学と出会えます。ぜひ、生徒さんと一緒にご利用ください。

各大学のページでは、8つの切り口から**大学選びに参考となる情報**を掲載しています。

日本全国にある**900以上の私立大学と短大**の中から探せます。

参画する大学が自主的に入力した信頼できる情報です。

会員登録は不要です。

全国の私立大学・短期大学**900**以上の情報が掲載されています。

学部名や学校種別、地域から検索できます。

興味のあることやなりたい職業などフリーワードで検索できます。

新しい大学選びのWebサイト
大学ポートレート(私学版)
<https://up-j.shigaku.go.jp/>

各大学のページでは、8つの切り口から**大学選びに参考となる情報**を掲載しています。

本学の特色	本学の学び
学生生活支援	進路・就職情報
様々な取組	学生情報
教員情報	基本情報

更に学部ページで上記と同じ切り口の情報などを掲載。大学や学部を深く知ることができます。

学費・経済的支援

大学ポートレート（私学版）②

公表内容

本学の特色

「建学の精神」と大学の強みを特色として紹介しています

学生生活支援

学費負担などの経済的支援、課外活動などを紹介しています

様々な取組

留学支援、研究活動、社会貢献活動などを紹介しています

教員情報

教員組織、教員数、外国人教員数を紹介しています

本学の学び

カリキュラム内容、学びの支援、学修評価などを紹介しています

進路・ 就職情報

就職支援、就職先、国家資格受験資格などを紹介しています

学生情報

入学者数、在籍者数、外国人留学生数などを紹介しています

基本情報

所在地、学部一覧、キャンパス施設などを紹介しています



ありがとうございました

東京都の保育施策について

保育士等キャリアアップ補助金

- ・ 事業概要
- ・ 主な補助条件
- ・ 財務情報等の公表
- ・ モデル賃金の公表



事業概要

目的

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を図り、保育サービスの質の向上を図る。(平成27年度開始、平成29年度拡充)

補助内容

◆補助対象施設等

認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、企業主導型保育事業(地域枠) 等

◆補助対象経費

補助対象施設に勤務する職員の人件費(賃金改善費・法定福利費等)

◆対象職員

保育従事者(常勤職員・非常勤職員)、保育従事者以外の職員

◆補助額の算定

児童1人当たりの月額単価 × 各月初日の在籍児童数 × 補助率





主な補助条件

補助条件		要件化の 時期	適合しない 場合
①	キャリアパス要件	平成27年	交付額 0
②	福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表	平成27年	交付額1/2
③	財務情報の公表	平成27年	交付額 0
④	情報公開等の取組	平成29年	交付額1/2
	財務情報等を指定するホームページで公開		
	モデル賃金を指定するホームページで公開 非常勤職員(保育従事者)の賃金改善		



財務情報等の公表

目的

補助金の交付対象施設について、施設運営の収支等を明らかにすることにより運営の透明性を確保

公表内容

- ① 交付対象年度及び前年度の施設の収支(※)
- ② 在籍児童数、職員の平均経験年数、事業活動収入に占める人件費の割合 等

※財務情報様式の収支の科目は、社会福祉法人会計基準に基づき設定している。株式会社や学校法人等の異なる会計基準の運営主体においても、同一の様式により作成いただいている。

公表方法

- ・東京都が各施設の公表様式を集約し、「とうきょう福祉ナビゲーション」に掲載
- ・施設内の掲示板など、利用者にとって見やすい場所に掲示



参考 科目説明(社会福祉法人立以外の認可保育所等)

【収支科目説明】

	科目	説明(当該科目に含まれるもの)
収入	給付費・委託費収入	認可保育所:委託費収入 地域型保育事業:給付費収入
	運営費補助金収入	認証保育所・家庭的保育事業・定期利用保育事業・病児保育事業・企業主導型保育事業における運営費補助金収入
	保育士等キャリアアップ補助金収入	保育士等キャリアアップ補助金の収入
	保育サービス推進事業補助金収入	保育サービス推進事業補助金の収入
	保育力強化事業補助金収入	保育力強化事業補助金の収入
	利用料収入	保育料収入(直接契約の場合)、延長保育利用料収入等
	その他の補助金収入	上記以外の区市町村補助金の収入
	その他の収入(寄付金収入、雑収入等)	・寄付金の収入 ・預貯金、有価証券、貸付金の利息及び配当金の収入 ・上記に属さない収入
事業活動による収入 支出	人件費支出	
	職員給料支出	常勤職員に支払う俸給・諸手当
	職員賞与支出	常勤職員に支払う賞与
	非常勤職員給与支出	非常勤職員に支払う俸給・諸手当・賞与
	派遣職員費支出	派遣会社に支払う派遣職員に係る支出
	退職給付支出	退職共済制度等に法人が拠出する掛金額、退職手当
	法定福利費支出	法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出
	事業費支出	
	給食費支出	食材及び食品の支出 ※調理業務委託の場合は材料費のみを計上
	保健衛生費支出	児童の健康診断の実施、施設(事業所)内の消毒等に要する支出
	保育材料費支出	保育に必要な文具材料、絵本等の支出、運動会等の行事実施のための支出
	水道光熱費支出	児童に直接必要な電気、ガス、水道等の支出
	消耗器具備品費支出	児童の処遇に直接使用する消耗品、器具備品
	その他の支出	事業に係る支出のうち上記に属さない支出
	事務費支出	
	福利厚生費支出	職員の健康診断に係る支出、その他福利厚生のために要する法定外福利費
	旅費交通費支出	業務に係る職員の出張旅費及び交通費(研修のための旅費は除く)
	研修研究費支出	職員に対する教育訓練に直接要する支出(研修のための旅費を含む)
	事務消耗品費支出	事務用に必要な消耗品、器具什器の支出(固定資産の購入に該当しないもの)
	印刷製本費支出	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出
	水道光熱費支出	事務用の電気、ガス、水道等の支出
	修繕費支出	建物、器具及び備品当の修繕又は模様替の支出(建物等の改良は除く)
	通信運搬費支出	電話、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代
	広告費支出	施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費
	業務委託費支出	洗濯、清掃、給食などの施設の業務を他に委託するための支出
	賃借料支出	固定資産に計上しない器機等のリース料、レンタル料
	土地・建物賃借料支出	土地、建物等の賃借料
	租税公課支出	消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、事業所税等
	その他の支出	事務費のうち他のいずれにも属さない支出

施設整備等による収入	収入	施設整備等補助金収入	施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金の収入
		設備資金借入金収入	施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額
		その他施設整備等による収入	施設整備等による収入で他のいずれの科目にも属さない収入
施設整備等による支出	支出	設備資金借入金元金償還支出	施設整備及び設備整備に係る資金の借入金に基づく元金の償還額
		固定資産取得支出	・土地、建物、車両運搬具を取得するための支出 ・器具及び備品(固定資産に計上するもの)を取得するための支出
		その他施設整備等による支出	施設整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出
その他の活動による収入	収入	積立資産取崩収入	積立金等の取崩しによる収入
		事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	他の事業、施設からの繰入金収入
		その他の活動による収入	上記のいずれの科目にも属さない収入
	支出	積立資産支出	積立金等への支出
		事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	他の事業、施設への繰入金支出
		その他の活動による支出	上記のいずれの科目にも属さない支出



モデル賃金の公表

目的

補助金の交付対象施設について、キャリアアップの仕組みが構築されていることの情報公開を推進

公表内容

- ① 施設における保育従事職員のモデル賃金
- ② 施設における職員一人あたりの賃金月額

公表方法

東京都が各施設の公表様式を集約し、「とうきょう福祉ナビゲーション」に掲載

様式1

【モデル賃金等の公表】

施設種別		設置主体		事業所名	
------	--	------	--	------	--

1 施設における保育士のモデル賃金

(単位:円)

経年数	職層	給料月額	内、技能・経験に応じた処遇改善の額	諸手当	例月給与

※ 記載するモデル賃金は、各施設の実情に応じて職層、経年数等により記載すること。
また、上記の項目等を記載した任意の様式や施設の賃金表等の提出に代えることも差し支えない。

2 施設における職員1人当たり賃金月額

(単位:円)

保育従事者		保育従事者以外 (C)
常勤職員 (A)	非常勤職員 (B)	

※ (A)欄は交付要綱別表4第1号様式又は第2号様式(以下「賃金改善実績報告書」という。)(2)ア⑥の金額、(B)欄は賃金改善実績報告書(2)イ⑥の金額、(C)欄は賃金改善実績報告書(3)⑥の金額をそれぞれ転記すること。

※ 常勤職員が2名以下の場合、非常勤職員が2名以下の場合及び保育従事者以外の職員が2名以下の場合は、記載不要。

子ども・子育て分野での 検討の方向性について

令和5年3月6日

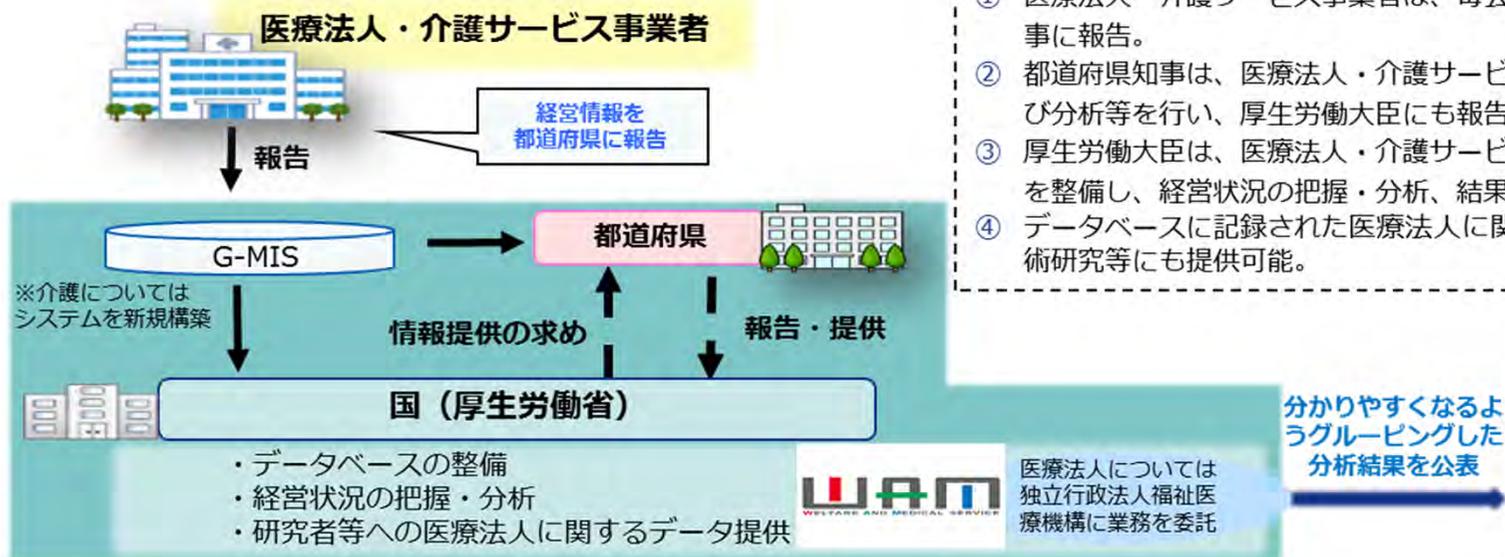
医療法人・介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

- 医療・介護の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、①**医療法人・介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。**

【施行日：①及び②（医療）令和5年8月1日（介護）令和6年4月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人・介護サービス事業者
- 収集する情報：病院・診療所及び介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
〔収集する内容は省令以下で規定〕 ※病床機能報告・外来機能報告等と連携させるとともに、データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表



「医療分野における経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書
(令和4年11月9日 医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会)

【報告書の構成】

- I. はじめに
- II. 医療法人の経営情報のデータベースの目的等について
- III. 医療法人の経営情報のデータベースの在り方について
 1. 制度の対象とする医療法人について
 2. 提出を求める経営情報について
 - 【総論】
 - 【経過措置】
 - 【処遇改善への活用（職種別の1人当たり給与費）】
 - 【提出を求める経営情報の具体的な項目】
 3. 病床機能報告・外来機能報告との連携について
 4. 国民への公表方法について
 5. 研究者への提供のための制度（第三者提供制度（仮称））について
 - 【制度の必要性】
 - 【第三者提供制度（仮称）の目的】
 - 【第三者提供の方法及び対象】
 6. その他（医療法人以外の経営情報）について

第1回会議（令和5年2月2日）における主な御意見

【見える化の目的等】

- 公的支援をどのように使ったのかを明確化することによって、次の処遇改善が見込まれるという期待も込めて、見える化は必要。
- 更なる処遇改善を行うための前提として、費用の見える化を行っているという目的を改めて明確にすべき。
- 保育の質や経営努力などについて、良い面を積極的に見てもらうという発想も必要。
- 見える化が負担感だけではなく、納得感のあるものになっていくよう、幼児教育・保育の質の向上につながっているという深い議論が必要。

【見える化の在り方】

- どのような内容を重点的に見える化していくのかの精選が重要。
- 歳出の見える化と同様に、歳入の見える化も必要。
- 自治体により単独補助措置に大きな差があり、人件費比率の算出等に大きく影響する。母数を国の公定価格に置くというような、大きな割り切りが必要ではないか。
- 正規・非正規、常勤・非常勤など、施設により様々な働き方がある中で、人件費として一括りに比較することには課題がある。
- 人材派遣や給食調理業務の委託費用が人件費には含まれなくなることに、人件費としている施設と、どのように比較していくべきか。
- 職員配置の手厚さ等を踏まえた、人件費や処遇改善の分析が必要。
- 職員の労働時間、在職年数等の定量的データ、経験・スキル等の定性的データ等をどこまで見える化するかについても、今後検討すべき。
- 施設型給付・地域型保育給付の対象施設の運営主体は多種多様であり、比較可能性を維持するための工夫の検討が必要になる。
- 決算期が3月末ではない法人のデータの取り扱い是要検討。
- 施設ごとにIDを付与して継続的に調査する等により、パネルデータで分析できるようにすることで、同施設における処遇改善の推移が把握できるのではないか。

【事業者等の負担への配慮】

- 情報を集める際に、本当に使うか分からない項目・データまで網羅的に記入させるのは、過剰な負担である。
- 公表の仕方、数字の集め方が施設負担にならないよう、既存のものをうまく使ってできるようなことを考えることが必要。
- 正規の事務職員の配置もない中、保育士が補助金の受給事務を担っている状況で、さらに負担が増えることに対する懸念は大きい。
- 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについても計画や実績の確認を受けており、現状でも大きな事務負担を負っている。
- 国の示す様式に基づき確認する場合、自治体独自の様式・資料の提出を求める場合など、自治体により対応が分かれており、資料作成が重複しないように一本化できないか。
- 指導監査で作成を求められる資料と見える化で作成する資料とが一体となることによる業務省力化に期待。
- 自治体職員も社会福祉法人以外の会計基準についての読み解きに苦勞しており、データベース化により、共通フォームで数字が取れるようになると、自治体職員にとっても指導監査の負担感が軽減される。
- 保育所運営においては、企業会計基準でも良いと解釈されているが、現実には、社会福祉法人会計基準での再集計を行わないと提出できない資料を求められることが多い。
- 社会福祉法人会計基準では、他の会計基準と比べて、人件費等についてかなり詳細な勘定科目の設定がなされている。社会福祉法人会計基準に合わせて科目を振り分ける作業は、企業会計では想定されておらず、大変な負担になる。

【その他】

- システム標準化の動きの中で、経営実態調査等についてもデジタル化、システム化することについての議論を期待。
- 経営実態調査について、制度見直しに合わせた本格調査は5年に1回、中間年には職員・処遇のみに着目した調査の実施で良いのではないか。

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する
有識者会議（第1回）
議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する

有識者会議（第1回）

議 事 次 第

日時 令和5年2月2日（木）13時00分～14時17分
於：オンライン開催

1. 開会
2. 構成員紹介
3. 議事
 - (1) 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化について
 - (2) その他
4. 閉会

○丸山参事官 それでは、定刻となりましたので、第1回「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議」を開催させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中御出席を賜りまして、ありがとうございます。

私、内閣府で子ども・子育て支援担当参事官をしております丸山と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は第1回の会議となりますので、開催に当たりまして、子ども・子育て本部統括官の吉住より御挨拶を申し上げたいと思っております。

○吉住統括官 子ども・子育て本部統括官、吉住でございます。

「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議」の第1回開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、快くお引き受けいただいたことに、改めて感謝申し上げます。

全世代型社会保障構築会議の下に置かれた公的価格評価検討委員会においては、公的価格の在り方についての検討が行われてまいりました。

同委員会において、令和3年12月に取りまとめられた中間整理では、「介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の賃金は全産業平均から乖離があり、仕事の内容に比しても未だ低く抑えられている状況である。引き続き人手不足の解消等に向けて、さらなる処遇の改善に取り組むべきである」とされております。

保育士や幼稚園教諭等は、人間形成に極めて重要な時期に、子どもの保育・幼児教育を行う専門職であり、社会にとって重要な役割を担っている一方で、保育・幼児教育の現場では、慢性的に人手不足の状態が続いていると承知しており、人材の確保に向けて処遇改善や業務改善等に取り組む必要があると考えております。

他方で、中間整理では、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある」ともされております。

保育・幼児教育分野においては、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」の実施、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」の整備等に取り組んできたところですが、更なる透明性の向上を図るためには、経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化のための仕組みを検討する必要があると考えております。

保育・幼児教育分野では、保育所・幼稚園・認定こども園をはじめとする多様な施設・事業を、社会福祉法人・学校法人・営利法人等の多様な経営主体が運営しているという複雑な状況があり、経営情報の公表やデータベース化等に当たっては、施設・事業類型による収支構造の違いや法人類型による会計基準の違い等がある中で、比較可能性や整合性等

をどのように担保するかという大きな課題があります。

これらの課題を乗り越えるためには、具体的かつ専門的な検討が必要と考えており、子ども・子育て支援制度、非営利法人の会計基準、施設・事業の経営実態及び子ども・子育て分野の行政実務等に精通されている構成員の皆様の御知見が欠かせないと考えております。

まずは、3月末までの間に、今後の検討に当たっての論点整理を行い、4月以降に発足するこども家庭庁における検討に引き継いでまいりたいと考えております。

最後になりますが、継続的な見える化やそれを踏まえた、保育・幼児教育の充実を通じて、子どもの最善の利益が実現されるよう、皆様には、集中的かつ熱心な議論をよろしくお願いいたします。

○丸山参事官 ありがとうございます。

続きまして、本日御出席の皆様を御紹介させていただきます。

本会議の構成員名簿は、資料1の別紙として皆様のお手元にお配りしております。

また、座長につきましては、全世代型社会保障構築会議及び公的価格評価検討委員会の構成員を務めておられます、学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授を務めていらっしゃいます秋田喜代美先生にお願いしたいと存じます。

また、副座長につきましては、公的価格の費用の見える化に関する研究会の構成員を務めておられます、株式会社保育システム研究所代表の吉田正幸先生にお願いしたいと存じます。

秋田先生、吉田先生に簡単に御挨拶を頂戴いたしたいと存じます。

○秋田座長 皆様、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました学習院大学の秋田でございます。このたびは座長を拝命いたしまして、この会議に取り組んでまいりたいと思っております。

公的価格評価検討委員会のほうに私、出させていただきます、他分野の内容なども学ばせていただく中で、特に保育・幼児教育分野の価格の見える化が、エビデンスに基づいて、データに基づいて政策を立てていく上でとても重要な一丁目一番地であると考えております。

しかしながら、皆様御存じのように、実態調査等もこれまでは積み重なってきておりませんから、これからどのように分析をするのか、どのように調査をしていくのか、お知恵をお借りしながら一緒に検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉田副座長 副座長ということで御指名いただきました保育システム研究所の吉田と申します。

私のほうは、秋田先生のほうの会議の下請と言うと変な言い方ですけども、内閣官房のほうで医療、障害、介護、保育といういろいろな分野の公的価格の費用の見える化についてずっと議論を続けておりまして、今月と来月に2回、またこの研究会を開くことにな

っております。

今、秋田座長がおっしゃったように、いろいろな分野の中で保育の特質という部分を踏まえて、とりわけ公定価格が積み上げ方式である唯一の分野になりますので、その保育の特性を踏まえた中で、費用的な面のインプットとアウトプットをどのようにバランスさせて見ていくのか、とりわけ職員の処遇改善という部分でどういうアウトカムを捉えていけばいいのか、その際に当然見える化をしなければいけないということで、それに関わる様々な分野、仕事の方々に御参集いただいていますので、忌憚のない御意見をいただきながら、この分野が少しでも明るい方向に進んでいけるような議論ができればありがたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

○丸山参事官 どうもありがとうございました。

引き続き、この名簿に沿いまして、五十音順にて当方より御紹介をさせていただきますので、よろしければ皆様、一言ずつ御挨拶を頂戴できればと存じます。

まず、横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課長を務めていらっしゃいます有川正洋様。

○有川委員 初めまして。横須賀市役所子育て支援課長の有川といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○丸山参事官 続きまして、東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長を務めていらっしゃいます大村顕子様におかれましては、本日は御公務により御欠席となっております。

続きまして、全日本私立幼稚園連合会副会長でいらっしゃいます角谷正雄様、本日は少々遅れて御出席の予定と伺っており、後ほど御挨拶をいただきたいと思っております。

続きまして、公益社団法人全国私立保育連盟常務理事でいらっしゃいます高谷俊英様、よろしく願いいたします。

○高谷委員 御紹介にあずかりました常務理事の高谷でございます。

兵庫の正蓮寺こども園の園長をしております。よろしく願いいたします。

○丸山参事官 続きまして、日本公認会計士協会学校法人委員会委員を務めていらっしゃいます船越啓仁様、よろしく願いいたします。

○船越委員 公認会計士の船越と申します。今回、公認会計士協会からの推薦で参加させていただくことになりました。よろしく願いいたします。

○丸山参事官 続きまして、中京大学現代社会学部教授でいらっしゃいます松田茂樹様、よろしく願いいたします。

○松田委員 中京大学の松田と申します。よろしく願いいたします。

○丸山参事官 続きまして、NPO法人全国認定こども園協会理事・政策委員長でいらっしゃいます宮田裕司様、よろしく願いいたします。

○宮田委員 全国認定こども園協会の理事・政策委員長の宮田でございます。よろしく願いいたします。

○丸山参事官 続きまして、一般社団法人日本こども育成協議会副会長でいらっしゃる横田綾子様、よろしくお願ひいたします。

○横田委員 日本こども育成協議会の横田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○丸山参事官 ありがとうございます。

日本公認会計士協会非営利法人委員会社会福祉法人専門委員会の専門委員でいらっしゃいます横溝知主様。

○横溝委員 横溝と申します。

社会福祉法人の専門委員会の専門委員を務めております。社会福祉法人の会計監査の方法の検討をよくやっているということで、よろしくお願ひいたします。

○丸山参事官 ありがとうございます。

続きまして、政府側の出席者の紹介をさせていただきます。

内閣府子ども・子育て本部統括官、吉住でございます。

○吉住統括官 よろしくお願ひいたします。

○丸山参事官 子ども子育て支援担当参事官の私、丸山でございます。よろしくお願ひいたします。

子ども・子育て支援担当参事官補佐、花山でございます。

○花山参事官補佐 花山と申します。今回はよろしくお願ひいたします。

○丸山参事官 同じく子ども・子育て支援担当参事官補佐、塚田でございます。

○塚田参事官補佐 塚田でございます。よろしくお願ひします。

○丸山参事官 その他、オブザーバーといたしまして、文部科学省及び厚生労働省より、関係課室の職員が参加しております。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、資料1から6まででございますが、漏れなどはございませんでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。これより先の議事進行につきましては、秋田座長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思っております。

まずは、事務局より、配付資料に基づき説明をお願いいたします。

○丸山参事官 まず、資料1でございます。

資料1につきましては、本有識者会議の開催についての開催要綱となっております。

趣旨につきましては、そこがございますとおり、全世代型社会保障構築会議の下に置かれた公的価格評価検討委員会における議論を踏まえまして、幼児教育・保育の分野における継続的な見える化に関する具体的かつ専門的な検討を行うために、今回皆様に御参集いただき、有識者会議を開催させていただくものでございます。

構成員は、先ほど皆様に御紹介いただいたとおりでございます。

その他、庶務につきましては、私ども内閣府子ども・子育て本部参事官においてやらせていただくということでございます。

別紙は先ほど御覧いただいたとおり、名簿になってございます。

続きまして、資料2でございます。「公的価格評価検討委員会における検討の経緯」ということで、本有識者会議の開催に至りました経緯につきまして、少し御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の1枚目でございますけれども、全世代型社会保障構築会議という有識者の会議が開催されておりまして、その下に公的価格評価検討委員会というものが設けられることになりまして、今まさにその委員会で御議論を賜っているところでございますが、もともと公的価格評価検討委員会が置かれることになりましたのは、2021年、令和3年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2021」の改革の基本方針の中に、全世代型社会保障改革を進めていこうということで、全世代型社会保障構築会議が開催をされ、そして、令和3年度の補正予算において、看護を中心とした医療、介護、障害福祉、それから子ども・子育ての分野、保育・幼児教育の分野につきまして、公的に価格が決められている制度につきまして、3%、9,000円の処遇改善をそれぞれ行っていこうということが経済対策で盛り込まれたわけでございますけれども、その経済対策で盛り込まれました処遇改善のその後でありますとか、処遇改善を今後進めていくに当たってどういう論点があるのかということについて検討するために、公的価格評価検討委員会が組織されたと承知をいたしております。

資料の2ページ目になりますけれども、その公的価格評価検討委員会で中間整理を令和3年12月に、整理をいただいております。今般のというのは令和3年度の経済対策でございますけれども、この措置も踏まえた上で、公的価格に関する今後の処遇改善の基本的な考え方や処遇改善の方向性について中間整理が行われたというものでございます。

資料の肌色の背景のところでございます。処遇改善の基本的な考え方といたしましては、新たな資本主義を実現していくためには、今後も各分野において、その仕事に見合った適切な処遇が行われるよう、収入の引上げが持続的に行われるような環境整備が必要であるという基本的な考え方をお示しされるとともに、今後の処遇改善の方向性としまして、青枠の左のほうでございますけれども、処遇改善の最終的な目標は、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されていることであることなどの方向性が中間整理でお示されたということでもあります。

3ページ目でございますけれども、その後、中間整理が示されました後に、さらに議論がなされまして、令和4年12月2日に公的価格評価検討委員会の資料で提出されたものでございますが、費用の継続的な見える化を進めるべきであるということで、このペーパーが示されております。

そこで示された基本的な考え方としましては、国民の保険料や税金で賄われております医療や介護、保育・幼児教育などの各分野における費用の面でございますけれども、保険

料や税金が効率的かつ効果的に使用されているかどうか、また、現場で働く方々に広く行き渡るようになってきているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要であるという考え方が示されております。

「2. 今後の取組」ということで、各分野共通に、職員の給与にどのようにそれぞれの報酬であるとか、処遇改善の実施されたものがどのように反映されているか等の検証を行うべきであるということ。また、各分野で経営実態調査が行われておりますけれども、それぞれの性質を踏まえつつ、調査について課題の改善を図りながら、今後とも分析を継続的に行うべきであるという考え方が示されたところでございます。

4 ページでございますけれども、各分野ごとに費用の継続的な見える化について指摘がなされるとともに、資料の5 ページでございますが、保育・幼児教育の分野につきましては、④のところでも〇が2 つございますが、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年であるということ。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきであるということ。

また、他の分野、医療、介護、障害福祉の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえて、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるべきであるとされたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、6 ページ目でございますが、公的価格評価委員会の場に内閣府から説明した資料でございますが、3. の赤字のところでございますけれども、公的価格評価検討委員会の御指摘、考え方を踏まえまして、経営情報の公表やデータベース化の在り方について、令和5年の早い段階で有識者の参画を得て検討を開始し、制度改正を含めて対応方針を早急に取りまとめるということ、私どもの方針として御説明させていただいたということでございますが、ここにあります有識者の参画を得て検討を開始するという場が、まさに本日皆様にお集まりいただいております有識者会議での検討ということになります。

資料2については以上でございます。

○塚田参事官補佐 ここで角谷先生が参加いただきましたので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○角谷委員 遅れまして、誠に申し訳ございませんでした。

私は全日本私立幼稚園連合会の副会長を務めさせていただいております、角谷正雄と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○塚田参事官補佐 それでは、引き続きまして、資料3から5につきまして、私から御説明をさせていただきます。

まず、資料3は「処遇改善措置の経緯」ということで、資料をお作りしております。

保育士等の給与につきましては、他の職種に比べて低い状況にあるということから、その人材確保に向けて処遇改善に取り組む必要があり、これまで累次の取組を行ってきたところでございます。

この棒グラフに示しておりますとおり、平成25年度以降、累次の改善によりまして、積み上げとして月額4万4000円を改善してきたところでございます。加えて、平成29年度からは、緑色の三角の部分でございますが、技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善ということで、処遇改善等加算Ⅱを実施してきたところでございます。

今回議論になっております公的価格評価検討委員会における検討や処遇改善措置は令和3年度（令和4年2月～）からでございますが、ここに赤色の3%というものが上乘せになっており、令和3年11月の経済対策に基づきまして、令和4年2月から、保育・幼児教育などの現場で働く方々の収入を3%程度、月額9,000円引き上げるための措置を行っているところでございます。

この3%の引上げ措置につきましては、当初は補正予算による補助事業という形で実施しておりましたが、令和4年10月以降につきましては、公定価格において措置することに切り替えられておりまして、この措置につきましては令和5年度以降についても継続することになっております。

これに加えまして、令和4年の人事院勧告におきます国家公務員の給与改定に伴いまして、令和4年度第2次補正予算におきまして、保育士の給与についても2.1%程度の引上げが行われておりまして、引き続き、令和5年度予算案においても、2.1%引上げに要する所要額が計上されているところでございます。

こういった累次の処遇改善の取組を通じまして、先ほどの棒グラフでお示ししました最初の年である平成25年度と比べますと、赤線が全産業平均の月額換算した平均給与になっております。緑色の実線が保育士（女性）となっておりまして、その下に男女計の数字も出しておりますが、直近の数字といたしましては、令和3年度におきまして全産業平均が月額約35万5000円、保育士の男女計でいきますと月額約30万9000円ということで、月額にして約4万6000円の開きがなお残っているというデータになっております。

公的価格評価検討委員会で、全産業に追いつくためのさらなる処遇改善と言われているものが、今、御紹介したギャップをどう考えていくかという部分になっておりまして、その処遇改善を検討する際に併せ対応すべき事項として、継続的な見える化が求められているという関係性になっております。

続きまして、資料4の御紹介でございます。資料4は、検討会議の中で求められた事項として対応したものでございます。これまで経営実態調査を実施してきておりますが、そのデータを活用して、より詳細な分析を試みようという取組として追加分析を行った資料になっております。

まず、経営実態調査につきましては、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設を対象として、公定価格の検討に資するよう実施している調査でございますが、直近では令和元年度の実施となっております。

この調査につきましては、サンプル調査・任意回答となっておりますが、令和元年度の調査におきましては、有効回答率は55.3%になっております。

続いて、この調査結果につきまして3つの観点から分析をしようというのが、医療、介護、障害の各分野を通じての取組となっておりますが、子ども分野の経営実態調査につきましては、資産の状況を従来把握しておりませんでしたので、積立金の分析はできておりませんが、人件費以外の費用についての分析に取り組んだところでございます。

まず、分析に当たって、前提の御紹介になりますが、幼稚園・保育所・認定こども園それぞれにつきまして、まず施設類型が違うということと、各施設類型によって主に運営している法人の種別が違うという状況がございます。

私立幼稚園につきましては、約8割が学校法人、約1割が宗教法人、その他が個人立などとなっております。

私立保育所につきましては、約8割が社会福祉法人、約1割が営利法人、残りがNPO法人等その他の法人となっております。

認定こども園につきましては、約4割が学校法人、約6割が社会福祉法人という構成になっております。

それぞれ主な主体となります法人の会計基準に基づいて経営実態調査が行われておりまして、その法人会計の違いによりまして、各費用区分であったりそこに含まれる経費に、この表に示しているような違いがあるという状況でございます。

下の枠囲みにありますように、こういった施設類型や法人主体の違いによる会計基準の違いがありますことから、経営主体が同じ者同士の比較・分析は可能でございますが、経営主体が異なったときに、単純にその割合や比率を比較できるのかという課題が出てきておるところでございます。こういう前提を踏まえた上で試みに分析をした結果が、この後順番に出てくるところでございます。

1つ目が、総収入に占めます各費用区分の割合でございますが、左から、私立幼稚園ですと人件費の割合が約63.8%、保育所ですと約75.1%、認定こども園ですとその間ぐらいの約69.5%という状況になっております。

続いて、人件費の職種間の配分状況ということで、ここでも施設類型の違いによる前提がございまして、私立幼稚園は学校、私立保育所は児童福祉施設、認定こども園はその両方の性格を持つという施設類型の違いがあることから、そこに置かれる職員の種類や職員の体制がこの表のように異なっておりまして、調査の便宜上、職種区分として、例えば園長・施設長としてこういうふうなくくりをしていたり、教諭・保育士としても、保育所であれば保育士単一なのですが、幼稚園の場合では教諭のほか助教諭や講師が含まれるという違いがございます。

それを踏まえまして試みに集計をしたものとしては、このような結果となっております。一番違いが出てくる所としましては、一番下の青色の部分でございますけれども、幼稚園では園長・副園長・教頭の3職種分が合計されますので、施設の管理者の人件費が保育所の施設長と比べて大きく見えております。

そのほか、次の濃い青色は調理員でございまして、給食の提供が義務化されている保育

所とお弁当もかなり広く行われている幼稚園とで、こういった違いが出てくるということが顕著な例でございます。

この施設類型ごとの職種間の配分を、法人種別ごとにさらにカテゴライズしたものが次からの資料でございます。幼稚園におきます学校法人と宗教法人については、大きな違いは見られないところでございます。

保育所におきます社会福祉法人と営利法人につきましては、施設長の占める人件費がやや営利法人のほうが低いかなというところが見えているところでございます。

認定こども園における社会福祉法人と学校法人については、あまり大きな傾向の違いは見られないところでございます。

続いて、各施設の職員の1か月当たりの給与の平均の分布ということで、こういった分布図を作成しております。幼稚園・保育所・認定こども園ということで、それぞれ区分して分布図を作るとともに、それぞれの施設の運営主体の違いによって、学校法人・宗教法人、社会福祉法人・営利法人、学校法人・社会福祉法人という場合分けをして集計をしているところでございます。

最後の項目は、収入計に占める人件費の割合、人件費の構成比がどれぐらいになっているのかという集計でございます。

この集計を見てもみますと、幼稚園と保育所とで人件費率の違いがありまして、教育研究費の割合が大きいかどうか、その辺りの影響を受けているのではないかと考えております。

これを法人種別ごとに作っていくと、幼稚園についての学校法人と宗教法人については、さほど大きな違いは見られません。

一方で、保育所におけます社会福祉法人と営利法人を比べると、社会福祉法人が平均約76%になっているのに対して、営利法人は平均約60%になっております。これにつきましては枠囲みの中にも注記をしているのですが、営利法人における人繰りの中で、派遣による保育士を活用している場合がございます。その際の派遣委託費については、人件費の中ではなくて、事務費の中で整理をされているという関係がございます。それによって相対的に人件費の割合が低くなっているというような背景が考えられます。

認定こども園につきましては、学校法人と社会福祉法人ではさほど大きな違いはないところでございます。

こういった分析を試してみた結果としましては、先ほど冒頭で前提として申し上げたところでございますが、子ども分野の特性として、施設類型が様々であること、それを運営する法人類型も様々でありますので、収支構造が違ったりとか、根拠としている会計基準が違ふということがありますので、単純な比較・分析が現状の調査では難しいという課題に直面しているところでございます。

次に、現行の情報公表の仕組み（ここdeサーチ）の概要を簡単に御紹介したいと思います。

子ども・子育て分野におきましては、子ども子育て支援情報公表システム、愛称「ここ

deサーチ」というものが設けられております。

根拠になっておりますのは子ども・子育て支援法第58条の諸規定でございまして、特定教育・保育施設、これは確認を受けて教育・保育を提供する幼稚園・保育所・認定こども園等のことですが、それらの施設については、施設の運営状況に関する情報を都道府県知事に報告しなければならないとなっております。都道府県知事は、報告された内容を公表しなければならないとなっております。公表するためのプラットフォームとして、このシステムが独立行政法人福祉医療機構の中で構築されてございまして、令和元年度にシステム構築、令和2年9月から一般公開ということで運営されているところでございます。

このイメージ図のとおり、各施設が都道府県に届け出た内容につきまして、都道府県が確認の上、公表手続を行います。このデータベースについては一般の方も閲覧できるようになってございまして、施設の選択、あるいは保育士、幼稚園教諭の方々の職場選びなどにも活用されているという状況でございまして。

公表のイメージとしては、インターネット上でこういう検索画面がありまして、地域や施設類型を入力していただくと検索ができるようになっております。

各施設の個票のようなものが表示されてございまして、施設の概要情報から深掘りをしていくと、より詳細な項目が閲覧できるようになっております。

掲載することになっている項目としては、この表に整理しているとおりでございまして、法人に関する事項、施設に関する事項、従業者に関する事項、教育・保育の内容に関する事項、あるいは利用料等に関する事項などが入力できるように、システムが構築されております。

登録状況といたしましては、ここに94.6%とありますが、施設の基本情報につきまして都道府県経由で100%登録されているところでございまして。それに上乗せして、各施設でより詳細な情報を何らか入れてくださっているのが94.6%と聞いております。

施設の名称や所在地、連絡先などはほぼ全ての施設で入力いただいているところでございまして、職員の経験年数や配置の状況といったより詳細な項目につきましては入力比率にばらつきがありまして、高いものから低いものまでいろいろあるというような状況になっております。

ここまでの、現行のここdeサーチの仕組みの御説明でございまして。

○丸山参事官 続きまして、資料6でございまして。今後のスケジュール、当面のスケジュールの案でございまして。

本日、2月2日に第1回の会議を開催させていただきまして、今後の予定でございましてけれども、2月末に第2回、3月末に第3回ということで、おおむね1か月に1回ぐらいのペースで御議論をお願いしたいと思っております。本日第1回は本日の議題のとおりでございまして、次回につきましては、そこにはございまして、他分野での検討状況、福祉医療機構・私学事業団における現行の取組、先行的な取組をされている自治体の御紹介といったことについて御議論を賜りたいと思っております。

資料につきましては以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、構成員の方々全員から、事務局の説明についての御質問や今後の方向に向けての御意見等をいただきたいと思えます。

時間が短くて誠に申し訳ございませんが、有川委員から、今回は名簿順にお一人3分程度でお願いをしたいと存じます。

それでは、有川委員、よろしゅうございますでしょうか。

○有川委員 御説明ありがとうございます。

内容はよく分かりました。

自治体の子育て支援課という形で、処遇改善加算とかを施設に支払いしたりチェックしたりしている担当でございますが、どういう形で公表していくのかというときに、恐らく施設のほうは、やり方によってはすごく負担がかかるかなというのを危惧しておりまして、公表の仕方、数字の集め方がなるべく施設の負担にならないような形で、既存のものをうまく使ってできるようなことを考えるのが一番必要かなと感じております。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、角谷委員、お願いいたします。

○角谷委員 全日本私立幼稚園連合会の角谷です。

御説明ありがとうございます。

私どもの立場からすると、頂いたものをどのように使ったのか明確にすることによって、次に給与改善とかが見込まれるという期待も込めて、やはり見える化は必要だろうと思っております。

その部分で、どの点を重点的に見える化していくのかということ、先ほど市町村の横須賀市の有川さんがおっしゃっていた施設側からの負担をどのように軽減すればいいのかということ。1つ私たちが考えているところは、例えば各自治体、県だったり市町村だったり、指導監査と呼ばれるものがあります。それと今回つくっていく見える化の資料が一体となって、これで省けるものが増えていくということであるとすると、1回つくればいいことになっていきますと、何度もその資料を作っていくということがなくなりますので、そういった負担も軽減できるような見える化につながっていくことを期待しているところであります。

あと、また細かな議論になってくるといろいろな点が出てくると思いますが、今、全体としてはそういうふうには私たちは考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、高谷委員、お願いいたします。

○高谷委員 失礼いたします。全私保連の常務の高谷でございます。保育三団体を代表させていただきます、参加させていただいております。

まず、皆さんがおっしゃる施設の負担の件、他の団体も含めて異口同音におっしゃっています。現状は正規の事務職員の配置もない中で、保育士が日々、補助金の受給事務をしながら、非常に苦勞しながら作成をしている状況の中で、さらに負担が増えるということに対する懸念はもう皆さんおっしゃっていることでございます。

既に処遇改善Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの申請、中間報告、実績報告でもう手いっぱいという現状があるということをお伝えしておきたいと思えます。

それから、もう一点、今回、歳出面の見える化という前提でのお話ということですので、その部分は必要だと思うのですが、私ども保育の関係では、積み上げ方式による費用の算出をさせていただいているところで、歳出の部分の見える化と同様の重要性で、歳入面の見える化も必要ではないか。職員配置にかかる費用など、国からの補助がどれだけ何に配分されているのか、各施設における歳入面の見える化が、歳出の妥当性を議論をする前提として、まずもって必要なのではないかと考えています。

ただ、この件については、公的価格評価検討委員会のほうできっちり議論を進めていただいていると思ってございますので、ぜひ必要な費用の個別項目を積み上げた歳入面の見える化について、実現をしていただければと思っています。

もう一点、公表ということでは、特に人件費、事務費、管理費というような形で分類されると思うのですが、自治体において単独費の措置に大きな差があるのです。人件費比率の算出等に当たりましても、これがどれだけ入っているかによって全く違う形で出てきますので、一定、母数を国の公定価格に置くというような大きな仕切りが必要なのではないかと思います。

それから、特に人件費の部分に注目しましても、働き方の選択によりまして、正規でありますとか、非常勤であるけれども常勤的、もしくはパート的雇用、こういういろいろな選択肢があるということです。それぞれの施設によっていろいろな方がおられますので、これを一本で人件費としてくくって比較することに非常に危惧を感じているところでございます。

初日ですから以上で終わります。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、舩越委員、お願いいたします。

○舩越委員 舩越でございます。

私は2点ありまして、1点目は確認なのですが、先ほどの説明資料の中では、幼稚園と認可保育所、それから認定こども園と、主に施設型給付の施設についての説明があったのですが、子ども・子育て支援新制度の中でいきますと、施設型給付の枠組みと別に、地域型保育給付の枠組みということで、いわゆる小規模保育事業も施設を設けて運営されているところもあるのです。あるいは、ちょっと毛色は違いますが企業主

導型保育といった、地域型保育や企業主導型保育も今回の検討の対象に入ってくるという整理になるのでしょうか。そこは確認したいところです。

○秋田座長 お問い合わせいたします。

○丸山参事官 地域型保育につきましては、同じように公定価格でお支払いがされておりますので、今回の検討の対象と考えております。

他方で企業主導型保育につきましては、まさに企業主導型保育は各企業の事業に対するその福利厚生の一環で行われている。それに対して、企業から集めた拠出金で補助を一部しているという構成になっておりますので、少しお金の流れ、それから本来の事業の性質とかも異なるものですから、今回の検討では一義的には対象にはならないと考えてございます。

○船越委員 ありがとうございます。

そういう話でいきますと、今の施設型給付の施設についても、そもそも学校法人とか社会福祉法人、株式会社と、様々な法人が運営しているというのがありますが、地域型保育給付まで含めると、さらに参加する法人の種類は増えるわけです。医療法人であるとか、一般社団法人であるとか、基本的に法人であれば参加できる制度設計になっていたかと思えますので、さらにその辺で比較可能性を維持するための政策は必要になってくるのだろうと思っています。

もう一つ気になっているのは、学校法人について、社会福祉法人もそうですが、基本的に決算が3月と決められていますので、国の決算の年度の捉え方と一緒に4月から3月の決算で見ることができるのですけれども、例えば株式会社であったり、医療法人なんかもそうですが、決算が3月ではない法人も多数この制度に参加されているのです。そうなったときに、私自身も市町村が各施設に実地調査に行くときに、会計の部分を見るということでお手伝いで同行することがあるのですけれども、行った先では会計期間が3月決算ではないということで、どういうふうに数字を見たらいいのかという形で、市町村の方が指導監査を行う際にも資料の見方が難しいといった懸念も出ている。

今回、データベース化という話が出ていますので、まさにここで提出していただくデータについても、4月から3月の区切りで別途データを準備して提出していただくのか、あるいは、そもそもの法人の決算のとおりでいいですよとするのか、その辺でも法人の負担感は随分変わってくるのだろうなと思っています。

これは国の話ではないのですけれども、市町村の職員の方が指導監査に行く際には、社会福祉法人はこれまで認可保育所の指導監査で慣れ親しんでいて、会計もある程度分かる。ただ、今回新制度になったときに、社会福祉法人以外の法人が多数参加されていますので、それらについての会計の見方が分からないということで、我々会計士にもその辺の監査の補助の御依頼はいただいているところはあるのですけれども、できることであればデータベース化というところで、共通のフォームでの数字が取れるのであれば、指導監査の際にもそれを使って見ることであれば、施設側の負担も減りますし、指導監査を行う市町村

の職員の方の負担感も随分減るのではないかなということを思ったところでございます。
以上になります。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 松田です。

各施設類型によりまして会計等の仕方が異なるというのは、歴史的な背景もあるかと思って聞いておりました。しかしながら、公費で運営されているものでございますので、ここで見える化をしていくことが大事ではないかと思えます。

私のほうからは、幼稚園・保育所・認定こども園の経営情報の公表とデータベース化について、2点質問と1点提案をしたいと思えます。

今回の資料では、経営実態調査に基づいて、今どのようなになっているかを見える化していただいたのだと思えます。今後も定期的にこの調査を実施していくのでしょうかというのがまず1点目の質問です。

2点目です。今回は一時点の調査なのですが、処遇改善がしっかりなされたかを把握するには、時系列でこれを比較したほうがよいような気がします。つまり、5年間で分析したときにどうか。5年もなくていいです。1年ごとでも。そうしたものをこれから分析、公表していく御予定があるのかというのが2点目の質問です。

3点目は提案です。私は社会学の人間ですので、会計の素人ですから変なことを言うかもしれません。学術的な世界ではパネルデータというのがあるのです。それは何かというと、今回サンプリング調査をしているのですが、例えば個人に対して調査したときに、同じ個人を追跡していくという調査です。そうすると、その人の収入や賃金や家族構成がどう変わっていくかが分かるということです。これを施設調査に応用してはどうかというのが提案です。

具体的には、パネルデータにする。今回の調査に回答されたところを1とし、そこにIDを振って、同じ施設にこれから10年間調査をお願いするなどということが出来るのかということ。

すると実はメリットがあります。何かといいますと、御説明を聞きますと、法人等によりまして会計方法が違いますから、単純に比較できないです。処遇がどう改善できたか。ただ、パネルデータにしますと、法人や会計方法が違ったとしても、人件費のトレンドが同じ施設でどう変わっていくかが分かりますから、処遇改善がしっかりなされたということは確認できるような気がします。そのような方法は検討できるのかどうかというのが3番目の提案です。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

今ここで回答できますでしょうか。

○丸山参事官 1点目、経営実態調査については、これまで保育・教育分野の公定価格の

関係での経営実態調査はこれまで3回ほどやっております、大体大きな制度改正をするたびにやったりとかいうことで、医療でありますと2年に1度の診療報酬改定があり、介護は3年に1度の介護報酬改定があり、その報酬改定の検討材料を得るために経営実態調査が行われていると承知をいたしておりますが、幼児教育・保育の分野につきましては、介護報酬改定、診療報酬改定のように定期的に報酬を改定するという仕組みになっていないものですから、これまで事実上5年ごとに大きな制度を見直す際には事前に調査を行い、また、その中間的な年にも調査を行ったりということをございますけれども、いずれにしても定期的に実施していくべきと公的価格評価検討委員会でも指摘をされておりますので、これまでの経営実態調査のやり方でやるのかどうか、そこも様々指摘もございますものですから、そういったことも含めてございますけれども、少なくとも定期的にしっかり経営実態が把握できるようにするという点について、まさにこの有識者会議の中でも、具体的な方法も含めて御議論賜りたいと思っておりますけれども、方向性といたしましては、定期的にそうしたデータが取れるようにしたいということをございます。

2つ目の御質問をございます。処遇改善が実際なされたかどうかということにつきまして、まず令和3年度補正予算で行われました3%、9,000円程度の処遇改善につきましては、それが現場の個々の働いている方々のお給料にどれぐらいのインパクトと申しますか影響があったのかということにつきましては、別途の調査研究事業を令和5年度に実施する予定でございまして、まさに処遇改善の補助事業が始まる前と補助事業が始まった年の年度の最後の時点と比較するような形で調査ができないかということをございますけれども、具体的な調査方法、調査の関係は今後要件等検討でございますけれども、別途しっかり調査をしたいと思っております。

最後、御提案いただいたパネルデータを取ってはどうかという御意見でございますけれども、そうした点も含めて、データの取り方も含めて、この有識者会議で様々な先生の御知見をお借りしながら御議論賜りたいと考えてございます。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、宮田委員、お願いいたします。

○宮田委員 全国認定こども園協会の宮田でございます。

この議論のそもそものは新しい資本主義実現会議が令和3年、おととしの11月8日に緊急提言を出して、その中で、新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応の最前線におられる看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公定価格の在り方の抜本の見直しを検討する。これに先立ち、経済対策等において必要な措置を行い、前倒しで引上げを実施するとされたわけです。これに先立ちというのが3%、9,000円で、抜本的な見直しが現在、公的価格評価検討委員会で行われていると承知しております。

そういった中で、実は公的価格評価検討委員会の中で議論が膠着しているのは実は医療

の分野で、介護や障害や保育の分野というのは一定見える化が進んでいるのではないですかと伺っております。なので、我々としては、去年の6月7日に閣議決定された骨太方針で、公的価格の費用の見える化等を行った上で、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されること等を目指して、現場で働く方々のさらなる処遇改善に取り組んでいくとされた。いわゆる公定価格、費用の見える化を行った上で、さらなる財政措置の処遇改善を行うと理解していますので、それを早急にしていただきたいというのが本当の思いなのです。

一般企業はこの春闘でかなり賃上げをすると伺っています。せっかく全産業平均がちょっと縮まった、せっかく背中が見えてきたときに、また追い越されてというようなところで、人材確保が大変になっていくというのが一番困るわけでありますので、見える化というのはもちろん国民の税金を使うわけですから大事なのですが、そこはしっかりと我々としてできる範囲でやっていきますので、まず、さらなる財政措置をしていただくということを前提としてこれをやっている、この会議の目的がそこにあるということを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山参事官 まさに御指摘をいただいたとおり、費用の見える化を行った上でさらなる処遇改善をということになってございますので、この検討を何のために行っているのかということにつきましては、さらなる処遇改善を行うための前提として費用の見える化を行うということでございますので、そういうふうに御理解をいただければと思います。

○宮田委員 ありがとうございます。以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 横田でございます。

今までの御説明をお伺いしておりまして、今回、保育士の処遇改善の推移を取ってみましても、平成25年から処遇改善がスタートして、これだけの改善がなされているということが非常にありがたいなということと同時に、前半でもかなりの方がおっしゃっていましたが、非常に確認の手間とか、自治体と事業者と保育園側で相当な手間をかけて、これがしっかり処遇に当たっているかという事務手間をかけてきていたと思います。

処遇改善Ⅰ、Ⅱ、それから臨時特例という形で、お給料と人件費のアップがされているので、今回、しっかりと処遇改善がなされているかを可視化していくということが非常に重要だなというのも本当に実感をしております。

それと同時に、行政側の監査、それから処遇改善Ⅰ、Ⅱ、臨時特例の加算、処遇改善Ⅲと言われている9,000円アップのところですけども、それぞれ各自治体がそれを出すごとに実績報告で確認をされているわけです。自治体の確認方法にもよりますけれども、国の大本の確認資料の入力の書式を使って、賃金台帳も今はもうほぼ全員分を出して確認に当たっていますというような自治体もございます。それを踏まえて会計の監査があって、東京都におきましては財務諸表の公表ということで、別の書式をまた提出していたりします。

この事務手間の中で、もう少し何か重ならないように一本化できるものがないのかなという部分が今回の会でもう少し改善されていくといいなと思っております。

先ほど歳入の部分も見える化をというお話もありましたけれども、私たち当団体は株式会社立の事業者が9割を占めている団体になります。当然、会社法による企業会計で会計処理を行っていたという歴史がありまして、保育園を運営し始めると、社会福祉法人会計ではなくてもいいということ、もしくは準じるということではばらくやってきて、企業会計でもいいという形で法解釈になりましたけれども、社会福祉法人会計を行わないと出せない資料の提出を求められることが多いという現実があります。

歳入と歳出の見える化というところで考えると、私も社会福祉法人会計はそこまで詳しくはないのですけれども、資金収支計算書といったものがある一定の状況ですと提出を求められますが、行政側も作っている側も、これの意味とか中身をどれだけの方が理解して作成しているかというのも非常に疑問で、いつも作っているのですけれども、こういったものもうまく利用して、たくさん重複して作成しなければいけない確認資料がもう少し一本化できるような議論、検討、そして結論が今回の会に出るといいなと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、横溝委員、お願いいたします。

○横溝委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。

2点確認したいことがあるのですけれども、資料3の4ページ、職種別平均賃金のところで、令和2年でなんと全産業と対人サービス産業が下がっているのですけれども、これはコロナの影響ということによろしいのでしょうか。

○丸山参事官 この資料自体の分析まではしておらないのですけれども、いわゆる全産業の平均、それから対人サービス産業の影響ということで、時系列で見ますと令和元年と令和2年のところで下がっているということにつきましては、ほかに要因もあるかもしれないのですけれども、一般的にはコロナによる影響が考えられるのではないかと思います。公式に統計部局が分析したものではありませんけれども、そういったこともあるのではないかと思います。

○横溝委員 ありがとうございます。

保育士が下がっていないということで、やはり必要不可欠な職業なのだと思うところではございますけれども、この差が縮まるためにはいろいろ見える化を進めていかなければいけない。公金が入るということで、国民に対して見せていくことで納得いく形で賃金が上がっていくものかなと思っております。

もう一点、資料4の3ページで、社会福祉法人の私立保育所のところ、人件費の項目が空白になっているかと思うのですけれども、何か理由があるのでしょうか。

○塚田参事官補佐 経営実態調査の調査記入要領を基に転記しているのですが、社福法人会計における人件費というものを丸々記入しなさいという形になっているので、調査記入要領ではこれ以上詳細な項目の列挙などをしていないというところがございます。

○横溝委員 分かりました。経営実態調査がベースということですね。

社会福祉法人会計基準だと、人件費の中もかなり細かく科目が設定されていて、いろいろな法人種があると思うのです。公益法人だったり、NPOだったり、医療法人だったり、それらと比べてもかなり細かい勘定科目の設定があって、この費用についてはここにこういう科目で表示しなさいと。これらについても社会福祉法人の事務の方々が頑張って振るい分けしている、かなり大変な作業をされているというところなのかなと理解しております。

先ほど横田委員がおっしゃっていたのですが、社会福祉法人の基準に合わせて科目を振るい分けていくという作業は、事業会計のほうでは全く想定してなくて、社会福祉法人並みに分類してくれれば比較可能性は整うけれども、それに合わせるというのもなかなか難しい話だなと考えておるところです。

社会福祉法人に限って言えば、福祉医療機構さんに財務諸表のデータを届けて、それが公表されるという仕組みが整っていて、施設単位になってしまいますけれども、拠点という形で決算書のデータが届けられていることになるので、福祉医療機構さんのデータを使って分析することは可能なのかなと思います。ただ、ほかの法人種についてはそのようなデータベースがないと思われまますので、経営実態調査が必要だというところは仕方ないかと思えます。

情報を集める際に、本当にどこまで使うのかがいまいち分からないところで、あれもこれもと記入表にはいっぱいあるわけです。決算データは、社会福祉法人なんかは福祉医療機構からデータが取れるわけでございますから、どれだけデータを集めるかというところについても少し検討していただいて、なるべく事務負担がかからないようにというところを目指していくべきだと考えます。

私のほうは以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田副座長 幾つか各論とマクロの話を申し上げたいと思います。

まず、適切に処遇をより改善していく、そしてそれが十分行き渡るというところがスタートラインだろうと思いますし、現場の方々は逆に十分見えているだろうというお気持ちだろうと思いますが、もう一つの側面は、やはり公費が入っていますので、納税者、タックスペイヤーに対して積極的な説明責任を果たさなければいけないという意味の見える化が重要なだろうと思います。

加えて、ともすると見える化で少しマイナス面はというような空気感が出るのですが、むしろよりよい面を見てもらうような発想が必要だろうと。つまり、保育の質とか経営努力とか、その辺の見える化も必要だろうと思っています。

そういう意味では、例えば職員配置基準以上に配置をしていると、一人一人同じように処遇改善をすると人件費がかなり圧迫されてしまう。逆に、職員配置基準ぎりぎりまで回していれば、その代わり処遇改善分はみんな職員に還元できるとか、単なる人件費率だけではなくて、職員配置を多くして手厚い保育をしようとした場合の財務は一体どういう違いが出るのだというところの分析も私は必要だろうと思いますし、例えば労働時間であったり在職年数といった見やすい定量的データもあると思いますけれども、経験、スキル、その他の定性的なデータもどこまで見える化するかということも今後大事だろうと思います。

細かいことと言えば、先ほども一部御説明がありました、人材派遣とか委託業務で、例えば給食調理業務の委託をやると人件費がそこから表に見えなくなってしまうという問題を、そうではない施設とどう比較できるのだといったような課題ももっと見える化しなければいけないのではないかなと思っています。

もう一つ、施設側が負担が大きいということがありました。もちろん十分配慮しなければいけないのですが、今後、将来的には、今、進めている制度のシステム標準化というところでデジタル化やICT化を総合しながら、恐らくこういう経営実態調査等のデータについても、今よりはもう少しシステム化され、あるいはデジタル化をされる。何をどこまでデジタル化するかという問題があろうかと思いますが、そういう視点での議論も、今後もう少し期待をしたいと思っています。

それから、マクロに言うと、簡単に言うと、先ほど歳出歳入というお話がございましたが、公定価格、とりわけ施設型給付という収入が入るインプット、これは保育だけが積み上げ方式です。一方で、それを人件費その他にどう支出するかというアウトプットがある。そこまでが経営実態調査だろうと思いますが、そのアウトプットである支出が、人件費あるいは処遇改善という面で、例えばそれによって適切な処遇改善がどこまでされ、あるいは職種の違いとしながら、いわゆるあまねくちゃん行き渡っているかという、単なる支出の数字だけではない、ある種、大げさに言えばアウトカムのなところをもっと見える化しなければいけないのではないかなというのが私の考えでございますので、その辺もうまくやればいいのか。

そういう意味では、5年に1度、経営実態調査をやっています。制度の大きな見直しは5年が節目ということですが、今までたしか一度、中間年にやっていますが、決め事として、5年に1回の間の中間年に必ずやるというふうにはまだなっていないと思いますので、しっかりした調査は5年に1回でいいと思いますが、こういう人件費というか、処遇に着目した、あるいは職員に着目したい部分をちゃんと見える化をするということを中間年に調査をしていただく。そうすると調査量もボリュームもそこまで大きくないので、工夫のしようによって、もっといいものが見える化できるという発想をもう少し御検討いただければありがたいかと思っています。

私のほうからは以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

私のほうでも、皆様のお話を伺いながら感じているところがございますけれども、やはり医療、介護などのほかの分野と保育が違っている。まずはそのシステムとして、医療が2年、介護は3年に1回というようなところで、まだ過去に経営実態1回と、今度令和5年にされるのかもしれませんが、そのような形でどういう仕組みをきちんとつくっていけばいいのか、デジタルのデータになっていくのだと思いますけれども、ぜひ今回、単に見える化をどうするかというだけではなくて、システムそのものをどういう形でやっていくのかというようなことが何のためかといえ、やはり処遇の改善でやはり、それが子どもたちの保育の質の向上につながるというようなところが非常に重要になってくるのだらうと考えているところであります。

先ほど松田委員が言われましたけれども、どういうデザインでデータを集めれば、より信頼性とか説得的なものになるのか。前の経営実態調査は回答率が必ずしも高いとは言えないというのが、負担感だけではなくて、これがどのように使われるのかとか、このデータをどう読むのかとか、それから納得がいく見える化の方法はどうかというようなところについて少し深掘りして議論をしていくことが、この委員会として今後、単に見える化しますというだけではなくて、保育・幼児教育の分野だからこそできることだらうと思います。

一方で、先ほどから出ておりますように、会計の仕方がそれぞれによって違いますから、会計の基準が違うので直接比較ができないとすれば、どういう形で、むしろ比較ではなくて、それぞれについてどこが妥当なのか、全体の中でのことを見ていくとか、それから処遇改善も保育者の経験年数に応じて妥当に処遇が改善されるということになっているのかどうかというようなところも深掘りが必要かなと考えているところになります。

今回は初回ということでございますので、今後、他分野であったり、今回のことをさらに深めた議論ができたらと考えております。

本日は、皆様から様々な御意見をいただきました。本日いただいた御意見を集約しまして、今後、議論を深めてまいりたいと思います。

そこで次回は、医療、介護、障害分野での検討状況、それから福祉医療機構・私学事業団における社会福祉法人・学校法人についての情報公開の取組及び子ども・子育て分野の先行的取組の紹介等を踏まえて、子ども・子育て分野の検討の方向性について御議論をお願いしたいと考えております。

それでは、本日の会議は以上としたいと思います。

次回の日程等については、調整の上、また事務局から御連絡をさせていただくことといたします。

本日はこれにて終了となります。どうもありがとうございました。